

目 次

◎会議録第1号（6月10日）議案説明

開 会	5
町長挨拶	5
開 議	5
日程第1	会議録署名議員の指名 5
日程第2	会期の決定 6
日程第3	諸般の報告 6
日程第4	報告第4号 令和6年度松前町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について 6
日程第5	報告第5号 令和6年度松前町水道事業会計予算繰越計 算書の報告について 8
日程第6	報告第6号 令和6年度松前町下水道事業会計予算繰越 計算書の報告について 10
日程第7	報告第7号 令和6事業年度松前町土地開発公社収支決 算及び令和7事業年度松前町土地開発公社 事業計画の報告について 12
日程第8	議案第38号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例等の一部を改正する条例 16
日程第9	議案第39号 松前町税条例の一部を改正する条例 17
日程第10	議案第40号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例 18
日程第11	議案第41号 R7雨対第2号ー1塩屋排水機整備工事請 負契約の締結について 20
日程第12	議案第42号 R6ー8雨対第1号ー1筒井地区雨水貯留 施設整備工事変更請負契約の締結について 21
日程第13	議案第43号 動産の買入れについて（GIGAスクール 用端末） 23
日程第14	議案第44号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第1 号） 26
日程第15	議案第45号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第1号） 26
日程第16	議案第46号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計

	補正予算（第 1 号）	26
日程第17	議案第47号 令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	26
散 会		29
~~~~~		
◎会議録第 2 号（6 月16日）一般質問		
開 議		34
日程第 1	会議録署名議員の指名	34
日程第 2	一般質問	
	1 番 重松 知之議員	34
	12番 村井慶太郎議員	41
	13番 藤岡 緑議員	51
	5 番 渡部 恵美議員	57
	6 番 曾我部秀司議員	62
	10番 影岡 俊範議員	71
	2 番 池内 邦仁議員	78
	3 番 池田 幸子議員	83
散 会		87
~~~~~		
◎会議録第 3 号（6 月23日）委員長報告		
開 議		93
日程第 1	会議録署名議員の指名	93
日程第 2	議案第38号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	93
日程第 3	議案第39号 松前町税条例の一部を改正する条例	94
日程第 4	議案第40号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	95
日程第 5	議案第41号 R 7 雨対第 2 号－ 1 塩屋排水機整備工事請負契約の締結について	96
日程第 6	議案第42号 R 6 － 8 雨対第 1 号－ 1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結について	97
日程第 7	議案第43号 動産の買入れについて（G I G Aスクール用端末）	98
日程第 8	議案第44号 令和 7 年度松前町一般会計補正予算（第 1	

		号) ……………	99
日程第 9	議案第45号	令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算 (第 1 号) ……………	99
日程第10	議案第46号	令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算 (第 1 号) ……………	99
日程第11	議案第47号	令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予 算 (第 1 号) ……………	99
追加日程第 1	議案第48号	松前町特別職の職員で非常勤のものの 報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例……………	104
追加日程第 2	議案第49号	令和 7 年度松前町一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	105
日程第12	議員派遣の件……………		109
閉 議……………			109
町長挨拶……………			109
閉 会……………			110

6月10日（第1号）

令和7年第2回松前町議会定例会会議録

令和7年6月10日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中浩介
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	金子貴徳
産業建設部長	山田善仁
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	平村展章
財政課長	中村明博
税務課長	塩梅敬介
危機管理課長	金子裕之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
会計課技監	永井 仁
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	柏原 正
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和7年第2回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和7年6月10日（火）	午前9時30分	開議
	開 会		
	町長挨拶		
	開 議		
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	諸般の報告		
日程第4	報告第4号	令和6年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	報告第5号	令和6年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第6	報告第6号	令和6年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第7	報告第7号	令和6事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和7事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第8	議案第38号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第9	議案第39号	松前町税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第10	議案第40号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第11	議案第41号	R7雨対第2号－1塩屋排水機整備工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第12	議案第42号	R6－8雨対第1号－1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結について	

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第13	議案第43号	動産の買入れについて（G I G Aスクール用端末）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第14	議案第44号	令和 7 年度松前町一般会計補正予算（第 1 号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第15	議案第45号	令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第16	議案第46号	令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第17	議案第47号	令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告します。

4 番西村元一議員から欠席届が提出されています。

午前 9 時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 7 年第 2 回松前町議会定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和 7 年松前町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、令和 7 年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本年 4 月から、子育て支援を推進するため、松前町立学校給食センターから給食の提供を受ける町立小中学校の給食費の無償化を開始いたしました。このことにより、町立小中学校の全ての児童生徒が、経済的負担なく栄養バランスの取れた給食を受けられる環境を整えることができたのではないかと思います。御理解と御協力をいただいております議員各位には改めて感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

今もなお続く物価高騰の現下にあっても、引き続き質と量を保証した、安全でおいしく、栄養価の高い給食を安定的に提供するとともに、保護者の皆様の負担を軽減し、子どもたちの教育の充実につながるよう努めてまいりたいと思います。

本定例会には、報告案件 4 件、条例案件 3 件、予算案件 4 件、その他議決を求めるもの 3 件、合わせて14件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

5 番渡部恵美議員、6 番曾我部秀司議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月3日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月23日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの14日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので御報告します。

次に、お手元に配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

監査委員より、令和7年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果について、収納・支払に伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確認した旨の報告がありました。

そのほか、5月1日に議会だより125号の発行を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第4号 令和6年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第4、報告第4号令和6年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書5ページをお開きください。

報告第4号令和6年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、中村財政課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） それでは、報告第4号について補足して説明いたします。

議案書の6ページをお願いします。

令和6年度補正予算で繰越限度額の議決をいただいた一般会計繰越明許費について、令和7年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

なお、繰越計算書の金額の欄は補正予算で承認された限度額となっています。

初めに、2款1項総務管理費の防犯対策促進は、カメラ付インターホン設置事業補助金について追加された国の交付金事業で、本年2月に事業化されたため、301万4,000円を繰り越しました。

町制施行70周年記念は、町制施行70周年記念生活応援商品券事業について、商品券取扱店舗の募集、商品券の配布等に時間を要したため、7,300万円を繰り越しました。

防災対策は、浸水ハザードマップ作成業務について追加された国の交付金事業で、本年3月に事業化されたため、600万円を繰り越しました。

地域防災緊急整備は、避難所の生活環境改善整備に係る補助金について追加された国の交付金事業で、本年3月に事業化されたため、3,000万円を繰り越しました。

次の3款1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、国の支出決定期限が本年8月であり、予算を繰越して給付金を支給する必要があるため、3,075万1,000円を繰り越しました。

その下、2項児童福祉費の保育所一般管理費は、所有権移転登記手続請求訴訟の裁判が年度内に完了せず、所有権移転手続の実施が困難となったため、139万円を繰り越しました。

次の4款3項上水道費の水道事業繰出金は、水道事業の浄水場整備事業の繰越しに伴い、4億6,610万円を繰越しました。

次の7款2項道路橋りょう費の橋梁長寿命化修繕は、水路管理者との協議やコンクリート2次製品の納品に時間を要したため、2,400万円を繰越しました。

一般町道等整備は、伊予鉄道株式会社との協議に時間を要したことや12月に事業化されたもので年度内の完了が見込めないため、1億6,040万4,000円を繰越しました。

幹線町道整備は、道路用地の登記及びボックスカルバートの設置に時間を要したため、6,700万円を繰り越しました。

その下、5項都市計画費の木造住宅耐震化促進は、工事事業者の都合による工事の完成が年度内に見込めないため、1,098万4,000円を繰り越しました。

住環境改善は、年度内に事業が完了したため、繰越しは行っておりません。

松前駅前広場整備は、伊予鉄道株式会社との協議に時間を要したため、6,334万8,000円を繰越しました。

筒井地区雨水対策は、受注者による設計図書の照査に時間を要したため、2億1,396万3,000円を繰越しました。

塩屋地区雨水対策は、国土交通省との河川占用協議に時間を要したため、7,470万円を

繰越しました。

次の９款３項中学校費の北伊予中学校管理は、移動式バスケットゴールの修繕について、入札が中止となり発注方法を見直すこととしたため、63万3,000円を繰越しました。

その下、４項幼稚園費の松前幼稚園整備は、隣接土地の寄附受納を決定したことに伴い整備計画を見直すこととしたため、820万円を繰越しました。

その下、５項社会教育費の文化センター中規模改修は、メーカー都合により建築資材及び設備の納品が遅れたため、１億8,250万円を繰越しました。

この結果、繰越限度額14億5,236万4,000円に対して、翌年度繰越額は14億1,598万7,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今年度はですね、例年というか近年に比べても繰越額がかなり増加しとんやけど、繰越明許というのは基本的には理想は0がええですよ、年度内完成ということですね。でも、今年度はかなり僕も見たことないような繰越額で、ちょっと計画を立てるときにこれどんなことしよんやろかということで、いろいろ今るる説明はありましたが、もうちょっと完成度、年内完成というんを目指さんと、繰越明許、明許でやってくると、例年ずっと今後やっていくようやと何のための計画立てて年度内完成を目指しとんかちゅうとこがないんやけど、そういうようなとこの回答をお願いしたいんですが。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 村井議員、御意見ありがとうございます。

繰越明許が確かに多い年でございました。大規模な工事等の繰越が重なっておりまして、特に浄水場などがかなり大きな額となっております。今後はまた一層の努力に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

報告第４号を終わります。

~~~~~

日程第５ 報告第５号 令和６年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

て（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第5、報告第5号令和6年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書7ページをお開きください。

報告第5号令和6年度松前町水道事業会計予算繰越計算書について報告をいたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、住田上下水道課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 報告第5号について補足して説明いたします。

議案書の8ページをお願いします。

令和6年度水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和7年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

1款1項建設改良費、第6次拡張事業、予算計上額は26億5,276万5,000円、翌年度繰越額は19億1,462万9,000円です。内訳といたしましては、（仮称）松前町浄水場整備事業に係る工事が4件です。

繰越しの主な理由といたしましては、国の補助事業予算について未執行予算の積極的な活用案内があったことから当該事業に係る予算措置を前倒しで行ったため、当該事業予算の繰越しを行い、令和7年度で事業を行います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 繰越明許がかなり多いんで、水道事業にも関連して、受注額が26億5,000万円、ほで今、現場を見てもかなり、半分以上は僕済んどると思うんですよ。中の設備なんかもあってどうか分からんのやけど。これ26億のね、今年度に完成ということで、もうあとちょっとかなというところなんやけど、執行が7億3,000万円、ほで繰越明許が19億円、かなりこれ受注業者に負担かけとんかなというところも見受けられるんやけど、これは早うお支払いしてあげんと受注業者は大変じゃないんかと思うんやけど、そこらは業者に聞いたり、そういうな出来高払いとかそんなことでお話はされとんですか。大方20億円からの残があるんよね。お金がないんで払えんのか、どんなんやろか、ちょっと聞いてみたいんですけどね。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 工事費につきましては、毎年度、完成部分についてお支払いをしております。

繰越額につきましては、未完成の部分でありますので、今年度支払う予定になっておりまして、それについては業者さんと協議をして、その都度適切にお支払いをしております。御負担をかけていることはないと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 負担かけてないんならええんやけど、素人目に見てもかなりのもんが出来上がとんどですよね。3年半ぐらいでさあやろうということで、今年度完成予定でもう1年切とんどですよね。1年切って、3年半計画やったと思うんやけど、26億円の受注で20億円から残が残とる。今年度1年ですよ、もう1年切とんやけどね。これで迷惑かけてないちゅうんが、僕らなかなか納得できん。外目から見ても大方終わつとるような感じだよね。建屋も建って、あとは中の設備か、あとは膜とか何かやるんかなというところで、これかなり負担かけとると思うんやけど、僕が聞いたところは下請さんにも先払いしとんよなんかいう話も聞いとんやけどね。負担かけてない金額ではないと思うんですよ。やけんもうちょっとそこら業者と詰めて、負担がないようにやっていただきたいな。今年度で終わるのに、残りがまだ20億円から残とる。どう考えても負担はかかっと思ひますよ。もうちょっと松前町として受注業者に負担がかからんように、ぜひお願いしたいところなんです。

以上です。

○議長（住田英次） 答弁は構いませんか。

（12番村井慶太郎議員「はい、要りません」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第6号 令和6年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第6、報告第6号令和6年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の9ページをお開きください。

報告第6号令和6年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書について報告をいたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、住田上下水道課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 報告第6号について補足して説明いたします。

議案書の10ページをお願いします。

令和6年度下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和7年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

1款1項建設改良費、公共下水道管渠整備事業、予算計上額は7,800万円、翌年度繰越額は3,980万円です。内訳といたしましては、下水道管渠工事が1件です。

繰越しの理由といたしましては、近接する上水道工事との施工時期の調整に不測の日数を要したため、当該事業予算の繰越しを行い、令和7年度で事業を行います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 再々であんまり言いたくはないんですけどね、繰越額が支払ったより倍以上あるんですよ、7,800万円に対して3,900万円繰越し。水道の何とか言いよったけど、ちょっと計画がずさんなんかなというところで、もうちょっと計画を立ててですね、繰越し、繰越しでやらんよう年度内完成を目標にしてやってもらわんと、何でもかんでもできんけん、今もるる、浄水工事とどうやという話やけど、僕から言わせてももら言い訳。計画をしっかりと立てて、中学生の計画やないんじゃけん、行政がしっかりした計画を立てて、目標は年度内完成を目指すというところは基本中の基本や思うんですよ。倍額以上を繰り越してのほほんとしよるようじゃ何のための行政、計画を立ててやりよんか分かんので、今後こういうふうな言い訳みたいな繰越しはやめて、計画立てたらどどん年度内に終わるようにやっていただきたいと思うんですけど、課長どうですか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、計画をしっかりと立てて、今後は年度内完成を目指して、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（12番村井慶太郎議員「ぜひよろしくお願いいたします」の声あり）

り)

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

報告第6号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第7号 令和6事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和7事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（住田英次） 日程第7、報告第7号令和6事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和7事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の11ページをお開きください。

報告第7号令和6事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和7事業年度松前町土地開発公社事業計画について報告をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、中村財政課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） 報告第7号について補足して説明をいたします。

議案書の14ページをお願いします。

初めに、令和6事業年度の決算について御説明をいたします。

1番、概要の土地造成事業ですが、令和6事業年度は南黒田工業団地への進出企業を募集し、応募企業の信用調査を行いました。

また、工業団地建設に係る詳細設計業務と水道設計業務を実施し、翌年度に繰越しして事業を継続しています。

次に、2番、理事会の議決事項は、記載のと通りの3件です。

次のページをお願いします。

3番、役員に関する事項及び4番、行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっております。

続いて、次の16ページからは、公社の決算状況になります。

まず、(1)収益的収入及び支出ですが、令和6事業年度の収入は、1款1項の受取利息の2,477円で、収入合計も同額です。

次に、支出は、1款1項販売費及び一般管理費の決算額が49万8,030円で、理事会並び

に幹事会の開催及び事務局の運営に関する経費です。

次の２款１項支払利息とその次の３款１項予備費の支出はともにありませんでしたので、支出合計額は49万8,030円でした。

次のページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出ですが、収入は、予定した借入金を翌事業年度に繰越ししましたのでありませんでした。

支出は、土地造成事業費の決算額は４万9,500円でした。

次の18ページは、繰越計算書になります。

先ほど説明しました工業団地建設に係る詳細設計業務と水道設計業務に係る費用7,165万円を繰越ししています。

次の19ページとその次の20ページが明細書になりますので、御参照ください。

続いて、21ページをお願いします。

これは損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、Ⅰ、事業収益と、Ⅱ、事業原価は該当がなく、事業総利益はありません。

次に、Ⅲ、販売費及び一般管理費は49万8,030円で、同額が事業損失になります。

次に、Ⅳ、事業外収益は受取利息で2,477円、Ⅴ、事業外費用は該当がありません。

この結果、49万5,553円が経常損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、23ページをお願いします。

事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状態を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部、Ⅰ、流動資産のうち現金及び預金が913万6,544円、開発中土地が5,808万1,406円で、合計は6,721万7,950円です。

続いて、右側の負債の部です。

Ⅰ、流動負債の未払金は、３月の最終週に開催した理事会の費用弁償と松前町に依頼した電子入札に係る負担金の支払いが４月になったものです。

Ⅱ、固定負債は、事業資金として借り入れている長期借入金で、負債合計は5,304万1,660円になります。

次に、資本の部です。

Ⅰ、資本金は、松前町からの出資金500万円です。

Ⅱ、準備金は、前期繰越準備金の967万1,843円に当期純損失の49万5,553円を加えた917万6,290円となり、この結果、資本合計は1,417万6,290円、また負債資本合計は6,721万7,950円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次のページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。

これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもの

で、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は、定期預金について満期日が3か月以内のものを対象としているため、Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高と先ほど説明した貸借対照表の現金及び預金との額は一致しておりません。

続いて、25ページをお願いします。

こちらは財産目録で、公社が保有する資産と負債を整理したものです。先ほど説明しました貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものです。

続いて、26ページからは附属明細表で、ここまで説明した書類の参考資料となりますので、御参照ください。

次に、31ページをお願いします。

決算審査意見書を添付しています。

当決算につきましては、去る4月21日に土地開発公社の監事による監査を実施し、その後5月12日に理事会を開催して決算認定を受けております。

決算については以上で、次に事業計画について御説明しますので、34ページをお願いします。

令和7事業年度当初予算における事業は用地買収で、事業費は3億7,500万円です。

次に、35ページをお願いします。

こちらは土地開発公社の当初予算書ですので、御参照ください。この事業計画は、3月24日に開催した理事会において議決されたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 度々すみません。ちょっとお聞きしたいんですけどね、これまで土地開発公社、新たに7,100万円借入れして測量設計やるのかなというところで見とんやけど、十何年前にも5,000万円の借入れして測量設計やりましたよね。ということは、その十何年前の5,000万円というのは無駄な5,000万円になって、新たにそれとは別に7,100万円の借入れでこれからさあ測量設計やりましょうということで考えていいんですかね。

○議長（住田英次） 山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁） 村井議員がおっしゃったように、前回10年程度前に測量設計して、南黒田工業団地の計画をつくっておりました。その折には、御存じのとおり、伊予市の土地も含めて設計しておったわけですが、今回松前町部分だけで工業団地の整備を

進めていくということで、設計自体も変更となっております。ですから、前回やった部分の測量については使用できますのでそれはそのまま利用させていただいて、設計部分を今回やり直しを行っているというような状況ではございます。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、もともとの5,000万円の測量設計の上に7,100万円を借入れしてこれを土台にまた新しく設計ということは、1億2,000万円ほど要するということよね、設計に、全部足したらよ。それはそれでええとして、資料を見よったら上水道のなんとか設計も入っとなですよね。十何年前に、上水道を引くのは業者にさせと、業者が使うんじゃけ松前町が金出すことない、業者にお金の負担をさせと言うたら、そのときはそういうふうになったんですよ、業者にさすということで。覚えとんかどうかならんけど、こんな名前を言うてええんかどうかならん、今もう辞められた植田議員が強く言われたんですよ。松前の水道を使うのに何で町がするんど、そこの業者が使うんじゃけそこに負担させと言うたら、そうさせますと言うたら1億円ぐらひは業者が負担するんじやということになっとなやけど、今回は、勝手言うたら失礼なけど、上水道も松前町が設計して松前町が引くということになっとなかね。前の話と違うようになっとなやけど、ちょっとお聞かせくださいや。

○議長（住田英次） 山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁） 前回のお話は私も承知してないところではございますが、今回松前町土地開発公社として造成事業を行っております。その中で、土地開発公社が事業者として分譲を行いますので、その開発については土地開発公社、分譲するまでに上水道を引き込む必要がございますので、今回土地開発公社のほうで上水道も整備するという事で計画しております。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） それはそれでよしとして、そういう経緯もあるんで、過去の経緯も調べてもろて、こういうふうなこともあったんよということで、課長や部長はだんだん替わっていくんで、知らなかったですと言うたらそれでおしまいなんやけど、過去のそういうふうなあれもひもといてもろて、水道代ももらえてええかも分からんのんやけど、かなりの負担額があるんで、そういうところちょっと調べていただいたらと思います。

それともう一点、今、中村課長から土地の購入代3億何ぼということなんやけど、平米でいうと僕分かりにくいんで、坪単価がどれぐらいの購入額かというのをお知らせくださいや。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博）　今回、用地取得に係る金額につきましては、1 平米当たり 8,000円を想定しておりまして、坪単価に直しますと 2 万4,242円になります。

以上です。

（12番村井慶太郎議員「はい、ありがとうございました」の声あり）

○議長（住田英次）　よろしいですか。

（12番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　これで質疑を終わります。

報告第 7 号を終わります。

~~~~~

日程第 8　議案第38号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次）　日程第 8、議案第38号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書の43ページをお開きください。

議案第38号について提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、部分休業制度を拡充するとともに、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　大川総務部長。

○総務部長（大川康久）　それでは、議案第38号について補足して説明をいたします。

議案書は43ページからですが、参考資料で御説明いたします。参考資料 3 ページを御覧ください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

内容については、2 の改正の概要を御覧ください。

まず、(1)の部分休業制度の拡充については、現在正規の勤務時間の始めまたは終わりの2時間までとしていた部分休業の規制を撤廃します。

また、新たに非常勤職員以外の職員については77時間30分、非常勤職員については当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間の部分休業を設け、2時間の部分休業か新たな部分休業を選択して取得できるよう規定します。

(2)の育児に係る両立支援制度の意向確認等については、妊娠、出産等の申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対して、両立支援制度の周知や職員への意向確認を行うよう規定します。

なお、この条例は令和7年10月1日から施行します。

ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行し、施行日から令和8年3月31日の間は附則第2項の規定を適用します。

以上で議案第38号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第38号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第9 議案第39号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（住田英次） 日程第9、議案第39号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書51ページをお開きください。

議案第39号について提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されるに伴い、特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第39号について補足して説明いたします。

議案書51ページを御準備ください。

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布により、地方税法の一部が改正されることに伴い、個人住民税について特定親族に係る特別控除の創設のほか、納税環境の整備や加熱式たばこに係る課税方式の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

議案書51ページから57ページの新旧対照表上の改正前、改正後の下線部に示すとおり、今回の改正に必要な語句や引用条文等についてそれぞれ改めます。

なお、参考資料5ページから6ページにかけて主な改正概要について一覧にして示しておりますので、御参照ください。

この条例の施行は令和8年1月1日としますが、議案書57ページの附則第1条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行することとします。

また、公示送達に関する経過措置については附則第2条、町民税に関する経過措置については附則第3条、町たばこ税に関する経過措置については附則第4条によりそれぞれ取り扱うこととします。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第39号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第40号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第40号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書59ページをお開きください。

議案第40号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第40号について補足して説明をいたします。

議案書59ページを御準備ください。

今回の改正は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、議案書59ページ第3条から61ページの第8条にかけて、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割率、均等割額及び平等割額と後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割率を下線に示すとおりそれぞれ改めます。

議案書61ページから63ページの第23条第1項では、国民健康保険税の軽減世帯における均等割額や平等割額を減額する額について下線に示すとおりそれぞれ改めるほか、議案書63ページからの同条第2項では、未就学児に係る基礎課税額の均等割額を減額する額について下線に示すとおりそれぞれ改めます。

参考資料9ページから10ページにかけて改正内容を一覧にしておりますので、御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和7年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和6年度分以前の国民健康保険税については従前の例によるものとします。

以上で議案第40号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第40号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任

委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11 議案第41号 R 7 雨対第2号－1 塩屋排水機整備工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第11、議案第41号R 7 雨対第2号－1 塩屋排水機整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書67ページをお開きください。

議案第41号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第41号について補足して説明させていただきます。

議案書67ページ、参考資料11ページとなります。

参考資料より説明させていただきます。

施工場所は伊予郡松前町大字北川原です。入札日は令和7年4月24日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和8年3月31日と予定しております。入札参加業者は、新明和工業株式会社流体事業部営業本部四国営業所、株式会社鶴見製作所四国支店、株式会社ニシテック、フジケンエンジニアリング株式会社、株式会社フソウ、株式会社ミゾタ四国支店、四電エンジニアリング株式会社松山支店の7者です。入札の結果、株式会社ニシテックが予定価格の制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、株式会社ニシテックを落札者として、3億6,025万円で仮契約を行っております。

この工事の主なものは、水中ポンプφ300を1基、水中ポンプφ500を2基、制御盤関係一式、自家発電設備一式、通報装置一式の設置を行うものです。

12ページに平面図を添付しております。御参照ください。

13ページを御覧ください。

入札執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格3億4,363万2,948円に対して入札金額は3億2,750万円で、落札率は

95.3%になります。

なお、新明和工業株式会社流体事業部営業本部四国営業所と株式会社フソウは低入札価格調査基準価格未満の金額でしたが、低入札価格調査の失格判断基準により失格となりました。

以上です。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第42号 R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更  
請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員  
会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第12、議案第42号R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書69ページをお開きください。

議案第42号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第42号について補足して説明させていただきます。

議案書69ページ、参考資料15ページとなります。

参考資料より説明させていただきます。

工事請負業者は、フジタ・愛媛シールド工業・井戸熊建設特定建設工事共同企業体で

す。

変更内容といたしまして、変更前、契約金額18億3,074万7,000円を、変更後、契約金額19億1,144万4,000円と、8,069万7,000円、割合として約4.4%の増額をするものです。

変更の概要は、土留工で使用する鋼矢板を地盤沈下等の影響を防止するため、撤去から残置（一部撤去）に変更、地面下3.5メートル付近に転石混じりの礫層があり、土留工で使用する鋼矢板の圧入が困難であるため、ウオータージェット併用工法に変更するものがあります。

3ページに平面図を示してあります。

赤い波線が鋼矢板の残置箇所、216枚となります。

以上です。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 永井技監にちょっとお伺いします。

このウオータージェット併用工法、どういうふうな工法ですか。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） ウオータージェット併用工法とは、矢板の圧入の際にノズルの先端から水を出しながら、水で土を攪拌、軟らかくしながら鋼矢板を圧入する工法です。

以上です。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 圧入するということは、矢板を入れるということですか。

今回は、矢板をそのまま置いてこれになるんでこういうふうな増額になるんじゃないという認識やったんやけど、今のお伺いしよると矢板を入れるがために増額があるということですか。ちょっと僕、認識が全然違うので、お答えくださいや。

（12番村井慶太郎議員「永井技監に聞いたんよ、永井技監」の声あり）

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 矢板を216枚を残置することになるんですが、矢板を土の中に入れるためには圧入工法で土の中に入れて、土留めを行って、その後の残置を行うこととなります。その圧入する工法についてもウオータージェット工法で行うため変更となります。

以上です。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 認識が僕もちょっと違うんでね。これはもう言うたら影響が出る、矢板を抜いたら地盤沈下が起こるんで矢板をそのままにして入れ込むんですという話でね。僕、こんなことも言いたくないんやけど、公園において周りに建屋も何もないのに何の影響があるんかちょっと分からんのやけど、そこらはええとしてですね、これ圧入、今まで入れとる、そら長い間入れとるけん、なかなか入りにくいと思うんやけど、圧入するためということでウオータージェット併用工法、これで8,000万円からの追加がある。僕が聞いたんは、もうそのままにして、影響があつたらいかんけん埋め殺しするんですよという話を聞いたんやけど、このウオータージェット工法でまたもうちょい入れるんか。ここのウオータージェット工法というんがほたら幾らぐらいの予算がついとんやろか聞いてみたいんやけどね。

○議長（住田英次） 山田産業建設部長。

（12番村井慶太郎議員「永井技監に聞きたいんや、永井技監に。もうあんたやったらもうええ、答弁要らん。答弁ええ、もう。委員会付託やろ、それでええ」の声あり）

よろしいですか、村井議員。

（12番村井慶太郎議員「説明聞いたんとちょっと違うんで。全協で説明聞いたのと今の技監との説明が違うんで、聞きたかっただけなんよ」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第43号 動産の買入れについて（G I G Aスクール用端末）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第13、議案第43号動産の買入れについて（G I G Aスクール用端末）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書71ページをお開きください。

議案第43号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、柏原学校教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 柏原学校教育課長。

○学校教育課長（柏原 正） 議案第43号について補足して御説明いたします。

議案書は71ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の17ページを御覧ください。

物品名はG I G Aスクール用端末、納入場所は松前町立小学校及び中学校、入札日は令和7年5月12日で、入札は、公立学校におけるG I G Aスクール端末を共同調達するため、愛媛県及び県内市町で設立した愛媛県G I G Aスクール推進協議会が一般競争入札で実施いたしました。入札参加業者は、四国通建株式会社1者です。入札の結果、四国通建株式会社松山支店を契約業者とし、1億4,979万3,600円で仮契約を行っています。

議会の議決を得られた日を本契約日とし、納期は令和7年7月31日を予定しております。

欄外下の積算根拠を御覧ください。

1台当たりの契約単価は5万2,800円で、タブレット端末本体に運搬、設置、据付け費及び端末管理ツールのライセンス料を含んでいます。台数は2,837台で、令和7年5月1日時点の児童生徒数2,467台に、予備として児童生徒数の15%分、370台を加えた台数としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） このG I G Aスクールの端末についてお尋ねをします。

従来ですと、端末等を普通購入する場合、今まではレンタルだったと思うんですね。それは、データをアップデートしなきゃなんないとかそういうふうなことがあってのレンタル購入が多かったと思うんですけど、今回購入になったというこの道筋というか、何か理由があったんでしょうか。

○議長（住田英次） 柏原学校教育課長。

○学校教育課長（柏原 正） 失礼いたします。今回のG I G Aスクール端末について

は、第2期の端末購入になっております。前回5年前についても、現在使っているGIGAスクールについても、購入して整備したものであります。で、5年たちましたので、今回改めて第2回目のGIGAスクールの整備として購入するものになっております。

以上です。

○議長（住田英次） 14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 通常ですと、こういうものはレンタルにするというふうなことであるんですが、前回に引き続いてこれを購入という形にした理由というのは、そういったアップデートとかそういう保守点検、いろんな面を含めての総合的な管理の仕方というのが普通のとは違うと、こういうことなんでしょうか。

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

理事者の答弁を求めます。

住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） 加藤議員からのGIGAスクール端末の購入方法についてお答えをさせていただきます。

GIGAスクール端末は、御承知のとおり、今回が2期目でございます。1期目、2期目ともにリースよりも購入したほうがリース料等の関係で安くなるという理由で決定したものでございますが、細かいことにつきましては改めまして委員会等のほうで御説明をさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（住田英次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで理事者が交代いたしますので、暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第14 議案第44号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第15 議案第45号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第16 議案第46号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第17 議案第47号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第14、議案第44号令和7年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第15、議案第45号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第16、議案第46号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第17、議案第47号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 予算の議案書の5ページをお開きください。

議案第44号から議案第47号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和7年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ4億1,742万7,000円を追加し、総額を149億2,560万8,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項につきましては、参考資料により御説明をさせていただきます。

参考資料の19ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、消防の充実のため、第2分団及び第3分団消防詰所の建設予定地の土地を取得するために必要となる経費を追加計上いたします。

また、防災・減災の促進のため、家具等の固定器具の購入設置に加え、新たに感震ブレーカーの購入設置についても補助金を交付することにより、地震による火災被害の防止を図ります。

また、町民の交流を促進し、コミュニティ活動の活性化を図るため、地域のコミュニテ

ィ活動に必要な備品整備に対しまして助成を行います。

また、当初予定していた上高柳自治会が実施する集会所新築に対する補助事業につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されなかったため、今年度は補助を見合わせることにし、減額をいたします。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、社会保障の充実のため、令和6年分所得税の確定に伴い、定額減税で減税することができなかった方などに対し、減税することができなかった差額分を給付金として支給をいたします。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、昨年度に受領した北伊予小学校及び北伊予中学校の振興のために、寄附金を活用し、児童生徒の学習環境を充実させるために必要となる備品を購入させていただくほか、松前小学校の老朽化した電話設備及び屋外ポンプ室について改修工事を実施いたします。

また、文化芸術の振興のため、町制施行70周年及びまさき文化祭第50回を記念いたしましてeスポーツ大会を開催をいたします。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業生産基盤整備の推進のため、土地改良事業として徳丸泉の元揚水機場の改修工事を実施いたします。

また、洪水や排水不良などの水害の防止を図るため、義農湛水防除施設の原動機を改修いたします。

また、農業の振興では、今年度から愛媛県のオリジナル品種であるひめの凜の種子生産が松前町においても開始されるため、優良種子を安定的に生産することができるよう町内の種子生産組合に対し補助金を交付いたします。

また、中小企業の振興のため、デジタル技術を活用して業務変革などに取り組む町内の中小企業者に対し、伴走支援を実施することにより、民間におけるDXを促進し、企業の生産性の向上や新たな価値の創出を図ります。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、市街地の整備のため、伊予鉄道松前駅前広場の整備に向けて必要となる経費を追加計上するほか、義農公園を整備するための設計を行います。

また、住宅施策の推進では、老朽化が著しい町営住宅を再編整備するための基本構想及び基本計画を令和8年度に策定するためのPPP／PFIの導入検討など策定に向けて必要となる準備を進めます。

また、道路交通網の充実では、町全体の交通利便性の向上を図るため、松前町地域公共交通活性化協議会が実施する町内の公共交通空白地帯の解消に向けた実証実験、デマンドタクシー実証運行事業に対し負担金を支出いたします。

また、老朽化が進む橋りょうについて予防保全型の維持管理を行うことにより、トータルコストの縮減と長寿命化を図るため、橋りょうの点検や修繕設計を行うほか、通学路と

なっている道路の改修を行います。

また、南黒田工業団地の整備を推進するため、アクセス道路となる町道東181号線の整備を行います。

このほか、人事異動に伴う人件費の補正を行います。

なお、補正予算の財源といたしましては、国県支出金や地方債等の特定財源が3億64万6,000円の増、一般財源が1億1,678万1,000円の増となっております。

続きまして、予算の議案書37ページをお開きください。

議案第45号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ309万2,000円を減額し、総額を29億4,222万5,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書53ページをお開きください。

議案第46号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万9,000円を追加し、総額を5億9,193万9,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書67ページをお開きください。

議案第47号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,144万5,000円を追加し、総額を30億7,286万2,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、総額を1,623万円とするものでございます。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第44号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第45号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第45号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第47号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第47号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

松前町議会議長     住     田     英     次

松前町議会議員     渡     部     恵     美

松前町議会議員     曾 我 部     秀     司

6月16日（第2号）

## 令和7年第2回松前町議会定例会会議録

令和7年6月16日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 重松 知之  | 2番 池内 邦仁  | 3番 池田 幸子   |
| 4番 西村 元一  | 5番 渡部 恵美  | 6番 曾我部 秀司  |
| 7番 住田 英次  | 8番 田中 周作  | 9番 城村 トキ子  |
| 10番 影岡 俊範 | 11番 稲田 輝宏 | 12番 村井 慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑  | 14番 加藤 博徳 |            |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村 元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 田 中 浩 介 |
| 副 町 長           | 徳 居 芳 之 |
| 教 育 長           | 足 立 一 志 |
| 総 務 部 長         | 大 川 康 久 |
| 保健福祉部長          | 金 子 貴 徳 |
| 産業建設部長          | 山 田 善 仁 |
| 出 納 局 長         | 仙 波 晴 樹 |
| 教育委員会<br>事務局 局長 | 住 田 民 章 |
| 総 務 課 長         | 平 村 展 章 |
| 財 政 課 長         | 中 村 明 博 |
| 税 務 課 長         | 塩 梅 敬 介 |
| 危機管理課長          | 金 子 裕 之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 楠田 洋子  |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 大塚 英輔  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 会計課技監   | 永井 仁   |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 柏原 正   |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 田中 志延 |
| 議会事務局<br>書記 | 坂本 礼子 |

令和 7 年第 2 回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 2

令和 7 年 6 月 16 日（月）

午前 9 時 30 分

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（提出順位）

○議長（住田英次） 4 番西村元一議員から欠席届、12番村井慶太郎議員から遅会の届出がありましたので御報告致します。

午前 9 時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

8 番田中周作議員、9 番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第 2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第 2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いします。

1 番重松知之議員。

○1 番（重松知之議員） 議席番号 1 番、重松知之です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、圧倒的な子育て支援に関して。

圧倒的な子育て支援をするために、まず圧倒的な男女の出会いの場の創出が急務ではないかと考えます。子育てをするためには、当然のことながら男女が恋愛をし、結婚をし、というプロセスが発生しますが、まずもって男女が出会うというところに至るまでが難しい世の中になっているのではないかと感じています。

内閣府が2022年に発表した男女共同参画白書では、驚きの結果が出ております。白書によると、1950年代までの結婚の過半数がお見合いでしたが、2015年には9割が恋愛結婚、お見合いは少数派です。にもかかわらず、これまでの恋人の人数、デートした人数の調査結果では、何と20代の独身男性は4割が恋人、さらにデートした人数もゼロと回答しております。

裏を返せば、誰かがデートさせなければならない、もう一步踏み込むと、出会いの場をつくってあげなければ、今の若者は恋愛すらままならないと言っても過言ではありません。子育ての前の段階、出会いの場の創出は急務であり、自治体が先手を打って動かなければ今後危機的な状況を招くのではないかと考えますが、松前町としての見解を問いま

す。

続いて、少子化に歯止めをかけるため、政府は2014年度から自治体が行う婚活事業に補助金を出し、2022年度の予算規模は2021年度の1.5倍の約30億円になりました。

まつやま圏域未来共創ビジョンに基づき、松山圏域3市3町、これは松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町ですが、では、3市3町出会い・交流支援事業というものを行っています。これは、その地域の特色を生かした出会いイベントや、複数市町を周遊する出会いイベントを開催するというものであります。

松前町が近年関わった上記の婚活事業で、松前町内で開催された出会いイベントは、私が知り得る限りでは、2024年の大型ショッピングセンターに併設されたアミューズメント空間及びカフェで開催された、その名も、アクティビティ体験でつなぐ甘い恋の予感～トンデミ愛媛&サンタ・サンタ～くらいです。これはどういうものかといいますと、参加対象者が20から45歳くらいの独身男性、独身女性で、先ほどの3市3町の在勤の方優先で、1,500円を払えば抽せんにて参加できるというものであります。窓口は、県のえひめ結婚支援センターになっております。

また、今年ですと、その名も、恋たび 伊予・松前・東温～春の足音を探しに～というイベントで、これはどういうものかといいますと、1日目に男女で卓球したりスイーツを食べながら歓談する、2日目に松前町内のイチゴ園でイチゴ狩り、その後ボードゲームをしたりというものです。こちらは、参加対象が25から35歳くらいの独身男女で、居住は2024年のイベントと同様です。これが今年の3月に開催されたくらいで、ほかは調べる事ができなかったんですが、いかがでしょうか。

これ、ほかの周辺市町を見渡しますと、例えば東温市なんかは先ほど述べました3市3町出会い・交流支援事業において年に複数回、市内のカフェを使って婚活パーティーを開催しております。町として、町独自でイベント等を開催して男女の出会いの場につなげていくという考えはあるかどうか、お聞きしたいです。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

大西子育て支援課長。

**○子育て支援課長（大西雅弘）** それでは、圧倒的な子育て支援をするために、圧倒的な男女の出会いの場の創出が急務でないかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、子育て支援を語る上で、その前提となる出会いや結婚に目を向けることは、これからの人口政策において重要な観点であると認識しています。

結婚や出産等は個人の意思に基づくものであり、それぞれの生き方が尊重される社会が望ましいことに留意しつつ、近隣自治体と連携して出会いの場の創出に取り組んでまいりましたが、さらに今後は、単なるイベント開催にとどまることなく、若者が出会いをきっかけに地域に関わり、定住や結婚、子育てへとつながっていくような仕組みづくりにつな

がるよう、研究していきたいと考えています。

次に、御質問の、町として町独自でイベント等を開催して男女の出会いにつなげていく考えはあるかについてお答えします。

先ほど御説明しましたとおり、現在、松山圏域の3市3町では、まつやま圏域未来共創ビジョンに基づき、出会い・交流支援事業を広域連携で推進しています。この広域連携の一番の理由は、スケールメリットにあります。本町単独でイベントを開催しても、参加者の母数が限られる上に、これまでの開催実績から、開催市町出身の参加者は応募が少ない傾向にあることが明らかとなっています。

そこで、若者の人口が多い松山市を含む複数自治体での共同開催とすることで、より幅広い参加層へのアプローチが可能となる、会場設定やプログラム内容にも多様性が出る、地域間のつながりや継続的な関係人口の形成にも寄与できるといったメリットから、より高い実効性が期待できるものと認識しており、町独自での開催にするよりも効果的かつ効率的に開催することができると考えています。

町としては、出会いから結婚、子育てへとつながるライフステージのサポートについて、今後も広域連携を軸としつつ、さらなる取組について研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） スケールメリットが大事ということはよく分かりました。確かに、松前町独自でイベント等を開催するのはなかなか難しいのかなというところではあるんですが、まず先日配られた松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略の111ページを見てみますと、出会いの場の創出イベントの開催数という欄で、基準値が令和5年の1、目標値が令和11年の1、全然変わってないんです。これでは戦略にも何もなっていないと思うんですが、厳しい言い方をすると何も考えていないのではないかと。きちんと総合戦略にも書かれております。結婚を希望する若い世代の望みがかなえられるよう、大型商業施設等の地域資源を活用した出会いイベントの開催など出会いの場の創出を行うと。でしたら、やりましょう、町長。いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 御提案、誠にありがとうございます。

まち・ひと・しごと総合戦略のほうで1回となっているのは、松山圏域3市3町で開催しているもののうち、松前町の戦略になりますので、1回という表記でございますけども、通年を通しますと6回開催をしております。

この問題についてなんですけども、1つだけ、スケールメリットの部分もありますけども、町内在住の方が自分の町の開催には参加しづらいという部分も配慮をしなければならないところでございます。戦略上は1回でございますけども、圏域として6回というのは

維持していくという目標値でございますので、そのあたりは理解をしていただければなと思ってます。

また、この問題は私どもが若い頃には確かにたくさん出会いの場があったように感じます、私も。ただですね、今大切なのは、いろんな地域イベントがあると思うんですけども、改めて開催するという方法もあると思うんですけども、例えば今年度たわわ祭をリニューアルして、たわわフェスタでマルシェ形式で開催するような形もございます。もしくは、そういった中の新たなイベントの中にそういう出会いの場を組み込むという形のほうが、皆さんがフランクに、そしていろんな広域の人ともつながれる、そういう機会になるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 町がいろいろ考えてくれているということで安心しました。たわわ祭等、そういう自然な出会いの場というのは、本当に確かに重要だと思いますので、これからもそういう場を広げていってくださればなと思います。

続きまして、2つ目の質問に参ります。

松前町の備蓄管理及び災害要請に関する体制について。

家庭では、3日分の水と食料の備蓄は最低限必要と言われますが、避難所の備蓄倉庫の中身は、場所により全く違います。段ボールベッドの有無など、町の倉庫か県の倉庫かで充実度も異なります。トイレも、災害直後の避難所では大抵問題になるため、例えば東京都の港区なんかでは1人20個の携帯トイレを全区民に配っているそうです。

避難所の備蓄品は市町村が主体と承知しておりますが、避難所格差が大きくなれば命を守る格差にもつながります。避難所運営と備蓄品はセットです。避難所格差が生まれるおそれがないか、現在の松前町の備蓄品の充実度をお伺いします。

続いて、備蓄品の管理体制及び災害要請についてです。

今年の1月に研修に伺いました宮城県多賀城市では、災害対応に力を入れている自治体として、これまでも防災情報アプリやI P無線機などを導入しています。防災D Xプラットフォームを導入し、全国初となる備蓄品管理や要請分野の備蓄防災D X化の実現を目指しています。

備蓄品管理と、協定を結んだ自治体や企業への要請を一貫して行えるサービスがB o r d e r というものです。これを使用することにより、平常時の備蓄品管理だけでなく、災害時の支援物資要請も可能です。備蓄品の搬入や棚卸しも、このB o r d e rで行えるため、支援物資を迅速に届ける体制を構築できます。備蓄品のQ Rコードを読み取ると、各避難所における備蓄品の使用状況を同時に把握できる仕組みです。備蓄防災のD X化を進めることで、不足している物資の要請を迅速に行えるため、災害時の被害を抑えられます。また、被災者にとって必要な物資の提供を迅速に行える点が大きなメリットであ

ります。

この宮城県多賀城市は、B-o-r-d-e-rを導入したことで全国初の備蓄防災DX化の実現に向けて前進しました。また、今回の導入以外にも県を挙げて様々なDXプロジェクトを推進しています。デジタル・ガバメントの推進や地域における情報化の推進、ネットワークやシステムの最適化など、住民が住みやすいシステム環境の構築に努めているということです。

防災体制という点で、災害備蓄用品の体系的な管理を可能にし、また災害要請、物資の要請についても早急な対応を可能としている点で優れていると感じました。とりわけ、災害備蓄用品の管理については、従来でありますと職員によるエクセルでの管理をはじめ、備蓄品の搬入、棚卸しまでを全て職員が行わなければならない、これは実際にけがをした事例もあるということですが、煩雑かつ危険を伴うものでした。そこをシステムで一元管理し、保管場所、消費期限、品目などで分類、画像も閲覧可能で一気に管理が楽になったということです。使用料としましては、システムに年額110万円に加えて、搬入、搬出に関する費用が約90万円、計約200万円での年間維持費ということでした。

B-o-r-d-e-rは、現在200自治体のアカウントが発行されているということで、今後行く行くは松前町でも導入を検討し、南海トラフ大地震に備える選択肢があると感じましたが、町としての見解をお尋ねいたします。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

**○危機管理課長（金子裕之）** 現在の松前町の備蓄品の充実度についてお答えいたします。

まず、避難所の備蓄体制は、市町村の責務として非常に重要であり、議員御指摘のとおり、備蓄品の状況と避難所運営の実態が命に直結することを、町としても強く認識しております。

本町では、南海トラフ地震による被害を想定し、発災直後の避難生活に必要な物資の備蓄を段階的に整備してきました。主な備蓄内容としては、パン1万1,300食、アルファ米1,800個、飲料水500ミリリットル1万2,024本、毛布1万1,990枚、加えて令和4年度からは、液体ミルク、粉ミルク、おむつ、生理用品などの乳児、女性用品など備蓄も開始し、さらに避難所の運営に必要な設備として、携帯トイレ1万220回分、ラップポン（自動トイレ）38基、マンホールトイレ20基、スポットクーラー18台なども配備しております。

これらの備蓄は、指定避難所ごとの収容人数に応じて配分しており、計算上、避難所間で著しい格差が生じることのないよう設計をしております。ただし、発災から避難所の閉鎖までの長期避難を見据えると、備蓄物資だけでは賄えない場面も想定されます。そのた

め、本町では国や県、災害協定を締結している事業者と連携し、発災時の物資供給体制を確保するとともに、現在も民間事業者との協定拡大に努めているところです。あわせて、国においても令和7年2月に、地方公共団体に対する支援体制の強化等を目的として、災害対策基本法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、新たに災害時の司令塔として内閣府に防災監を設置するほか、地方公共団体への応援組織体制を整備し、地方公共団体からの要請がなくても先手で支援できる体制や、被災者支援の充実を図ることとされています。

一方で、まず御理解いただきたいのは、全国のほとんどの自治体において、住民全員分の3日分の備蓄を行っている例はほぼ存在しないという現実です。内閣府や複数の調査によれば、住民1人当たりの備蓄食数の全国平均は1食前後にとどまっており、これは備蓄が避難者数の想定に基づいて行われているためです。

また、災害対応は自助、共助、公助の3本柱で構成されるものであり、初動の72時間においては、自助7、共助2、公助1が重要とされる基本的な考え方です。このため、町としても備蓄体制の整備とともに、町民の皆様にも最低3日、できれば7日分の家庭備蓄の確保をお願いするとともに、自主防災組織などによる地域での助け合い、共助の重要性についても継続して呼びかけてまいります。

今後も、物資の量的充実だけでなく、配備品の質や配置バランス、災害応援協定の充実など、総合的な備えを進め、災害に強い松前町の実現に努めてまいります。

次に、御質問の、備蓄品の管理体制及び災害要請についてお答えをいたします。

本町では、災害発生時に必要となる物資の調達、配送状況を的確に把握し、迅速な対応を図るため、国、都道府県、市区町村においては、備蓄品情報を共有するシステムである物資調達・輸送調整等支援システムを令和2年度から導入してまいりました。このたび、国のシステム更新に伴い、令和7年4月からは後継の新物資システムB－P L oに運用を切り替えており、二次元コードを活用した棚卸しの効率化や物資輸送の可視化、操作性向上などの機能が加わっております。

一方で、議員御指摘の宮城県多賀城市のように、備蓄品の棚卸し作業の煩雑さや消費された物資の追跡の難しさなど、物資管理における課題感を背景として、同市ではB－o r d e r という民間の防災D Xサービスを併用し、課題解決を図っているところでございます。

本町においても、避難所ごとの消費状況把握や在庫の精緻な管理といった点で、今後課題が顕在化する可能性があるかと認識をしております。こうしたことから、新物資システムB－P L oの運用を基本としながら、B－o r d e rをはじめとする外部システムとの連携や導入事例の検討を行い、本町の課題解決につながる可能性について研究を進めてまいりたいと考えております。

また、災害時の物資要請体制においては、町単独の備蓄には限界があるため、愛媛県や周辺自治体との広域支援協定に加え、災害協定を締結している民間事業者との連携強化も進めてまいります。今後もこうしたパートナーの拡大に努め、町としての物資供給体制の強化を図ってまいります。

最後になりますが、改めて申し上げたいのは、災害時に本当に人命を救うのは、初動における自助と共助の力であるということです。これは、数々の災害を通じて学んできた教訓でもございます。

町としては、公助の責任を果たすべく体制整備を進める一方で、住民の皆様には家庭での備蓄確保や地域行事など地域のつながりづくりの活動への参加をお願いしながら、地域全体で防災力を高める共助の輪を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 災害時には、やはり自助、共助、また公助、住民一人一人の意識が必要だということがすごくよく分かりました。

お話の中でいただいたB－P L oなのですが、新物資システム、こちらの年間運用の費用と、あとどれぐらいの期間で契約されているかというのを教えていただければと思います。

○議長（住田英次） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 失礼します。

まず、こちら答弁させていただきましたB－P L oでございます。こちらのシステムにつきましては、国がシステムを開発しております。導入のきっかけなのですが、平成30年7月の全国におきます集中豪雨におきまして被災が起きました。そのときに、国のこれの初動態勢を検討するチームの検討結果によりますと、避難所のニーズや物資の発注、到着状況などを一元的に国全体で管理する必要性があるということで、このシステムを導入し、全国の自治体にシステムを配っていただいております。

なお、これにつきましては、システム自体をいただいておりますので、ほぼシステム料金等はいかからないんですが、なおこれによって各市町村が備蓄品を全市町が登録します。それによって、例えば仮に松前が被災したときに、被災してないところもございます。そういったところを県、国等が調整して、国等が配送の手配をしてくださって、松前のほうにも支援物資を送ってくださるというようなシステムでして、基本的には、答弁で申し上げましたように、このシステムを基軸にしながら、B－o r d e rにつきましても最終的には有効なツールではあると思いますので、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） B－P L oについてもよく分かりました。

B－o r d e rについても、かなり有効な手段かと思いますので、また御検討をしていただければなと感じます。

私の質問は以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員の一般質問を終わります。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 12番村井慶太郎、一般質問を行いたいと思います。

まず、一般質問の前に、先般町制70周年におかれまして、こんな若輩者の私を表彰していただき、一言お礼を申します。ありがとうございました。

それと、まず最初に松前町政についてということなんですけど、まずこの1、今、国政選挙、7月から参議院選挙があると思うんですけど、これの結果によって、私も長い間議員をしょったら、あれは多分十五、六年前やと、民主党政権に政権交代したんです。そのときは白石町長のときで、多分同じような質問を選挙前にしたと思うんですけど、そのときに元の町会議員のおいごさんが国会議員になられて、松前町のために白石町長と懇親になって、国と松前町、結構やっていただいたような経緯もあって、あのときも多分大変やったと思うんですけど。

ほで、この質問を何でするかいうたら、やっぱり今参議院選が7月にあるんやけど、もししたら解散があるかも分からんよと。ほで、衆参同日選挙になるかも分からん。もう混沌として先が全然今見えんです。そういうふうなんで、この結果、政権交代するんか。民主党政権とは違って、今回は合同の政権交代みたいにならね、多分。なるとは思うんやけど、ならんかも分からんけど、ちょっと自民党さんも結構あれも下がってんで、これで政権交代なり合同の政権になったときに、松前町においてその影響、どんな影響があるんかということで、影響がないが一番ええんやけど、そういうふうなときの町の姿勢、このことを問いたい。

これは何でかと言うたら、今日も傍聴へ来てくださる皆さん、やっぱもし国はどんなになるんか、そして自治体にどんな影響を及ぼすんか、やっぱ安心してこれから松前町のことを思ってほしいなと思ってこの質問をします。

それと、次の松前町の経常収支比率、ほかの議員さんも述べられましたが、最近というか近年、松前町の経常収支比率が結構高いんです。今86ぐらいかね、経常。ほで、これから補正が上がったり何かがあって、見込みとして93.8という数字が出てますよね、見込み。もう大方100に近いんです。そういうときに、今後もうちょっと僕は上がってくと思うんやけど、物価高騰で給食費も多分補正が出てくるのかなというところで、建設費も上がる、追加も出てくる、ほで、物価高騰で給食代も上がって、多分見込みより大分上がると思うんやけど、それやりよともうほとんど100に近い数字になってくるんです。とい

うことは、ぱんぱんなんよね。ほたらもし、今重松議員も言われましたが、災害なんかが起きたとき、地震、津波、それとゲリラ豪雨というんか、何か線状降水帯が出て九州なんかも被害があるんやけど、もしそういうふうなときに松前町はお金がないじゃあ済まんのよね。ほやけん、昨日も防災訓練に行かせてもらうたんやけど、松前町、この収支比率ぱんぱんなんです、予算。ぱんぱんなんです。

ほで、昨日防災訓練に行ったときに、ある主婦が松前町は簡易トイレの補助は出んのよって言われたけど、僕もこんなこと分かっとるけん、なかなか町に補助出せとかもよう言わんのやけど、災害のときに対応ができるんかどうかということもちょっとお聞きしたいんですけど、答弁をお願いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、松前町政についてお答えをいたしたいと思います。

まず、参議院選挙の結果に対する対応でございますが、国政の動向、とりわけ選挙結果に伴う政策転換の可能性については、常に注視をしております。国の方針が変化すれば、地方自治体としても必要に応じた対応が求められることは当然のことと認識をしております。

一方で、地方自治体は、地域の実情や住民ニーズに基づいて、自立的、持続的な行政運営を行うことが重要であると考えております。

本町では、例えば子育て支援、地域公共交通の再構築、防災・減災対策、新産業の育成など、国の支援も活用しながら、町の判断で政策形成を進めております。国の政策に変化が生じた場合も、それが町民生活にどのような影響を与えるかを冷静に見極めた上で、柔軟かつ迅速に必要な調整を図ってまいります。

今後も、国との連携を図りながら、町としての方針をしっかりと持ち、地域にとって最善の道を選んでいけるよう努めてまいりたいと思います。

次に、松前町の経常収支比率と災害時の予算対応についてですが、経常収支比率とは、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標であり、人件費、扶助費、公債費といった毎年度経常的に支出される経費が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源の中で、どの程度の割合を占めているかというのを示したものです。この比率が高いほど自由に使えるお金が少なく、財政の構造が、硬直化が進んでいるということの意味するものになります。

松前町の経常収支比率は、先ほど議員述べられたとおり、過去10年にわたりおおむね80%台後半で推移をしており、近年の直近で急激に上昇しているという状況ではありません。このような水準は、少子・高齢化の進行、福祉関連経費の増加、また物価や人件費等の上昇といった全国の多くの自治体が共通して抱える構造的要因によるものであり、単純

に高いイコール問題があるという評価には、現在はないものとなっております。

また、御懸念の災害時の対応が可能かという点についてでございますけれども、松前町では、皆さん御存じのとおり、災害等の緊急事態に備えて、大きな被害が想定される地震災害については、災害対応のための基金を3億円程度造成させていただいております。これによって、一定の即時性を確保しています。さらに、大規模災害となった場合には、これまでの国の制度設計に基づき、災害復旧事業や復興支援に必要な国庫補助や地方債措置が講じられる仕組みとなっております。

したがって、経常収支比率の高さが直ちに災害対応力の欠如を意味するものではなく、本町としては財政の健全性を維持しながら、必要な備えと柔軟な対応が可能な体制を確保していきたいと考えております。

今後、財政運営の中で必要な指標を冷静に見極めつつ、住民の皆様の安全と安心を第一に、災害対策にも万全を期してまいりたいと思います。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

まず、経常収支比率、これについて僕は心配しとったんやけど、町長の答弁を聞きよると心配せんでええよと、僕は研修、前1年生議員のときに高松か何か行ったときに、数字的に75がいいんですよということで、僕は半分を超えてきて、この見込みも93.8%、僕もうちょっといくんかなと思うんで、もう100に近いので、全然遊びもないし融通がないんでちょっと心配しとったんやけど、心配せんでええよということですので、これは心配せずに、災害が起こったときに取りあえずその3億円は分かっていますが、3億円ぐらいで対応できるんかなというところで、国や県がお金を出してくれるんかどうか知らんけど、多分松前町に災害があったら愛媛県も全土が多分なっと思うんやけど、心配要らんということで、要らん心配しました。

それとですね、国政選挙、これについてちょっと要らんようなことなんやけど、やっぱこの松前町の地方自治において、やっぱ確かに国も大事やけど、松前町にとって一番大事なんはやっぱり愛媛県、県とのパイプ、これが大事なんですよ、地方自治。取りあえず愛媛県、県と松前町のパイプ、つながりというんがやっぱり一番大事かなと思うんやけど、ここで町長に聞きたいんやけど、今愛媛県と松前町、どういうふうな関係で、なんいうの、仲ようにやっていけよんか、懇親なんかもやってもらいよんか、ちょっとそこらもお聞きしたいんですけど。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。

経常収支比率について先ほど申し上げたんですけども、決して油断はしてはいけない水準ではございますので、きちっとそのあたりは財政状況も見ながら進めてまいりたいと思

っております。

次に、県とのどのような連携を図っているのかというところでございますけれども、本件に関しましては、中村知事の下、オール20市町ということで、オール愛媛の体制をこれまでずっと続けてまいりました。ということで、20市町の連携協議会なども年に複数回持たれるようになっておりまして、知事との意見交換なども度々中村知事が設けてくださっております。

松前町も、その枠組みの中で県との連携を進めているところでございまして、例えば南黒田工業団地の整備でありますとか、その他、企業誘致もそうですけれども、あとは県の許可が要るものなど、積極的に支援を求めており、今年10月にはまた権限移譲ということで県から開発許可のほうもこちらにいただけるということで、県の条例のほうも整備を昨年していただきました。いろいろな場面で県のお力を借りることも多々あります。人口減少対策においても、県が人口減少対策交付金というのをつくっていただいたおかげで、当町もいろいろな子育て支援のほうの充実が図られているところでございます。

様々な機会を捉えて、県の知事にも、そしてその担当部局にもいろいろな連携を進めて、これからも県とこの松前町、地方自治体が活力ある地方に向けて頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

今、町長が述べられたのは、許認可とか予算とかということなんやけど、僕はちょっと県とのパイプをっていうのは、そんなんは県行政としてやって当たり前のことなんよね。したらいかんことをしよんじやなくって、申請してできるもんはする、ほで予算も下りてくる、じゃなくって僕が言いたいんは、度々ニュースなんかに出てくるけど、伊予市、何か行事があるときには知事が必ず出席するんですよ、あれ。松前町、知事が来たことないんです。もうそういう態度を見て、県行政は確かに行政やけん、それはやるべきことはやらないかん。でも、知事の出席が松前町は一つもないんですよ、1回も来てもろうたことない。そういうとこで僕は心配して、知事でも1回何かの行事のときに来てくれるとかあれしたらええんじやけど、ほかの自治体は結構知事も顔をちょくちょく出されよんやけど、そういう態度を見て、松前町と県とどうなんかなというところで、僕はもっと懇親に、懇意にしてほしいなと。知事にも、何か行事のときには、そりやもうちょっとでええんで顔ぐらい出してほしいなというところなんやけど、そういうところは町長から知事にちょっと今度来てくださいやぐらいお願いできんのかな。それぐらいじゃないと、やっぱりあの態度を見て、出席するせんで全然違うんですよ。相撲で言うたら横綱がおらんかどうかなんよね。横綱が、いやあもうそんなとこ、そんな田舎は行かんよというて言われたら、やっぱり軽く見られとる。いや、大阪なら私行きますよ、やっぱりそこは大事に思うとる。僕

は、そういう態度でやっぱり人を見るのかなと思うて、ニュースなんか見るとよその自治体は知事は顔を出してくれよるけど、松前町には1回も来てくれたことない。ちょっと1回でええんで、知事を呼ぶようなイベントなり何か、70周年に向けてでも構へんのやけど、70周年のときぐらいは来てくれるのかなということを、ちょっとお聞きしたいんですよ。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 他市町に知事が来てるのに松前町には来てないじゃないかということでございますけども、知事は愛顔でトークなんかで松前町にも来ていただいたことはございますし、一度もなかったということは過去ないんじゃないかなというふうに思うんですけど。

（12番村井慶太郎議員「いや、過去じゃなくて町長になってから」の声あり）

はい。多分、私に対する文句を言いたいんだろうとは思いますが……

（12番村井慶太郎議員「文句じゃない」の声あり）

知事とは、別の場所でも面談をさせていただいた等もございます。特段、あと一応、中村知事のために申し上げておきますけども、来てないからどうこうというようなスタンスの方ではございませんので、そのあたりは認識をしていただいたほうがよろしいかなと思います。

加えて、知事ともお話しする機会を設けていただくことも、1対1で話す場面もございます。中村知事は、やっぱり愛媛県、オール愛媛の体制を非常に大事にさせていただいておりますので、どこかの町に顔出したけん、そこだけするという方ではございませんので、そのあたりは訂正をしておきます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） いやいや、私も文句を言いよんじゃないですよ。知事の態度を見て、軽く思われとんか重く受け止めとんかということで、態度で見えますよねということなんです。過去に一回もということはないんです、僕も長い間やりよるけん、来てもらうとんも分かっとる。でも、田中町長が町長になってからね、知事さんというんは来てないんで、そういうときに70周年も含めて一回打診でもしてもらったらどうかなと。僕が思うんは、知事の出席もないんで松前町は軽うに思われとんかなと、あしらわれとんかなと、そういうところです。文句言いよんでも何でもない。

ほで、知事がそういう人やとは思ってもないですよ。でも、やっぱり知事っちゅうんは殿様やけん、愛媛県の殿よね。うちに来てくださいや、おまえのとこなんか行かんというんじゃないくって、おうよかろう、おまえのとこやったらぜひ顔出してやると、これぐらいのやっぱり仲よいというか、懇意な感じでやっていただきたいなということで、僕は今質

間しよんやけど、あなたに文句言いよんでもない、知事のスタンスが悪いとか言いよんでもない、それぐらい仲ようになつてほしいなと思うて、松前町にももうちょっと目をかけていただきたいなということで今質問したんやけど、答弁はいいですよ。

そういうことで、ちょっと嫉妬というたらおかしいんやけど、松前町に全然来てくれんなったなと。今までは何回も来てくれてますよ。過去のことを言いよんですよ。町長が町長になってから中村さんが来てくれんので、ちょっと不安に思うとんでこういう質問をさせてもらいました。

(副町長徳居芳之「ちょっといいですか」の声あり)

○議長(住田英次) 徳居副町長。

○副町長(徳居芳之) 町長、この本会議場でいろんな付き合いの話っていうのは、この場ではできるものとできないものがあります。この場で言えることと言えないことというのが当然あります。町長自体は、国、県、いろんな方といろんなところでいろんな話をし、松前町にとって頑張っていたいて、きちんと政策等もお話はする機会を設けてやっておりますので、その点御理解いただいたらと思います。決してこういうふうな場で知事との個人的な付き合いとか云々というのは控えさせてもらってる次第です。実際問題は、もうきちんと対応をしているのが現状です。

以上です。

○議長(住田英次) 村井慶太郎議員。

○12番(村井慶太郎議員) ちょっと副町長、話がずれとんで、僕は町長が仕事してないとか、そなんん言いよんじゃないんです。松前町に知事が来てほしいんで、顔を出してくれるように打診してもらえんやろうかと言いよる話で、田中町長が仕事してないとかね、そんなこと言いよんじゃないんです。全然、話違いますよ、副町長。そりゃ、副町長やけん町長をかばうんは分かる。けどね、話が違いますよ、副町長。傍聴に来とる人も多分分かってもらうと思うけど、知事が松前町に顔を出してくれんけん寂しいなと。よそには出すけど、松前町にも出してほしいんで、今度打診してもらえんやろうかと、松前町にもぜひ来てくださいやというんを打診してくれませんかということを言いよんでね。それを副町長が何か話をねじ曲げて、町長も仕事しよんじゃ。僕、仕事してないなんか何も言うてないよ。ちょっと色眼鏡で僕のこと見とんやないですか、副町長。

(副町長徳居芳之「はい……」の声あり)

いやいや、もういいです。あんたとけんかする……。

○議長(住田英次) すみません、ちょっと通告書から大分外れとるようなんで、両方、理事者の方も議員さんお願いします。

(12番村井慶太郎議員「じゃあ、もう町長に言うてほしい。いや、じゃけん打診してほしいって言いよるだけなんよ」の声あり)

り)

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 大変失礼をいたしました。

村井議員のおっしゃりたいことはよく分かりました。また、知事ともお話をさせていただいて、ぜひとも松前町に足を運んでいただけるようにお話をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちょっと話がずれますけど、知事の奥様は北伊予の人、松前の人なんよ。

そんなこともあるんで、ぜひ松前町に出席してもろうて、テレビや報道でですね、知事が松前に来たということをやってもらわんと、僕もちょっとやきもちやないけど、嫉妬やないけど、なんでよそへ行って松前に来んのぞと思うて、もうはがゆうていかんのよ。伊予市へ結構行くんで、松前町を飛び越えて伊予市、松前にも寄れやと。こんなことで、ちょっとそこはまたお話ししてもろうたらと思います。

次に、入札についてということなんですけど、指名競争入札についてです。

ちょっとここで聞きたいんですけど、これ去年ぐらいやったんかな、ちょうど僕、議会が何かがあって5階から1階に降りたら、ある社長に会った、土木の社長。ほで、何しに来たんぞなと言うたら、指名の申請が降りたんで挨拶に来たんよということで、ほたら1階やけん一緒に行こうやというて、ちょうど降りたこのエレベーターの前で会うたけん会計へ行って、永井技監のとこに行って、ほで永井さんこれ指名願が通ったんで指名してやってや、お願いしますよと言うたら、書類も何も見んと、立ち話やったんやけど、技監が社長と僕の前で、まずは随契からやなと、随契からしてくださいと。そこが年商何十億円しよるか何億円しよるか僕も知らんです。でも、書類も何も見んと、挨拶へ行って指名願を出したんでお願いしますと言うたら、随契から。

これ、極端な例を言うたら、年商100億円しよるとこの会社にあなた随契からですよなにか言うたら、本当ふざけとんかということよね。それと僕がもう一丁言いたいんは、技監やけん上から、随契からですよなにか言うて、業者に。その書類見て年商が3,000万円ぐらいのとこやったら、ほしたらまず随契ぐらいからやってもらうぐらいの話ならええよ。書類も何も見んと、挨拶に行つて名刺を渡しよったら、まず随契からですねなんか言うて、これ職員が言う言葉じゃない。その技監がどれだけ偉いか分からんよ、あなたがどんな権限持つとるかどうかわからんけど、随契からやるとこと、いきなり指名がぼんと入るとこと何の基準が、どういうふうに違うんか、ちょっと教えてください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） それでは、指名競争入札の指名基準についてお答えします。

指名競争入札の参加者を選考する基準については、松前町入札参加業者選考要綱第6条で定められております。同条の規定により、指名競争入札の参加者は、松前町入札参加有資格者名簿に登載される必要がございます。

建設工事においては、工事1件ごとの設計工事費により等級が区分されており、該当する等級の名簿登載者から選考することが基本となりますが、特別な技術を必要とする場合などは、選考者の総数の2分の1を超えない範囲で、下位等級の登載者から選考できることとなっています。

また、該当する業種の名簿登載者が極めて少ない場合や、工事のほか測量、建設コンサルタント業務などで内容が特殊な場合などは、名簿登載者以外からも指名できることが定められています。さらに、指名する業者数は、対象金額に応じて定められています。

以上が基本的な選考の基準であり、これらを踏まえて副町長及び各部局長を委員とした業者選考委員会で審議を行い、指名業者を決定しています。

なお、町内業者の育成という観点から、有資格者名簿に登載のある町内業者を積極的に選考しており、設計工事費に該当する等級に登載されている町内業者数が規定の指名業者数を超える場合には、町内業者のみで選考も行っております。

また、このたび議員が紹介された業者に対する職員の対応におきまして、不快な思いをさせたことに対しましては心よりおわびを申し上げます。

今後は、来庁者に寄り添った対応に心がけるよう、努めるよう指導してまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 僕は、技監に直接それを聞いたかったんやけど、仙波局長がそのようなことを言われるんで、局長のほうから指導をしていただいて、そのようなことがないように。

それとね、もう一丁言いたいことがある。あのね、指名に入ったけえ挨拶に行きました。これもまた悪いんやけど技監のそこへ行きました。じゃあ技監がね、永井君、聞きよる。技監がね、ほたら今までどんな実績があるんぞ、実績を書いて持ってこいと、こう言われるんですよね。ね、この経審で点数がついとんです。ほで、その点数を見て指名するか、指名業者でランクがDになるんかCになるんかBなのかどうか分かりますけど、この点数はあなたが実績を見て、あなたが点数を決めるんじゃないんですよ。そうでしょう、経審の点。そういうふうな実績があつて点数が決まったもんを、うちこれだけやけん指名に入れてくださいよというて指名願を出すんよね、そうでしょう。ほやのに、またその上に実績持ってこい。あなた何様のつもりなんかどうか知らんけどね、ちょっと聞かせてくれる。実績持ってこいと言うんよ。経審の点があるんでしょう。ほな、1,500点のと

こに実績持ってこいと言いますか。ちょっと教えてください。

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

理事者の答弁を求めます。

仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） それでは、先ほどの村井議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

技監のほうがそのように聞いた内容といたしましては、入札参加のときには、公共工事に関しては記載する欄がございますけど、いわゆるそれ以外の工事につきましては記載するところがございませんので、次の入札指名なんかのときに参考にするためにそれ以外の、公共工事以外にどのようなことをやっているのかというのを把握するために質問させてもらったものだと思います。

そのような趣旨を業者のほうに伝えずに、いきなり言ったことに関しましては、もう少し寄り添った形で分かりやすく説明したほうがよかったかなというふうには感じておりますので、そのあたりも含めてまた指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 私、永井技監にね答弁が欲しかったんやけど、局長が答えるというんもちょっとどうかなと思うて。僕、永井技監にさっき聞いたんですよ、技監のお答えをということで。ほで、局長が答えた。それはええんやけど、一つね、局長に言うんじゃない、これは技監に言いたい。これね、経審、経営事項審査の点数なんよね、あなたがつけるわけでもない。この経営事項審査の点をつけるんは国土交通大臣が登録した経営状況分析機関、これね国交省大臣がこういう分析機関にですね、ね。登録しとんよ。これから許可をもらって、そういう点数制度をつけよんが、この国交省が与えた権限がここにある。あなたに与えたんじゃないんですよ、ね。国土交通大臣から登録をもらうたこういう業者が経審の点をつけよんです。あなたが言われる実績も踏まえ、売上げも見、ほで自社工事が80%とか90%やりよるけん点数がこれだけです、いろんな項目を見してこれやりよんよね。あなたの機嫌を取るがために指名願を出しよんじゃないんですよ、ね、技監。ちょっとここは履き違えしとる。技監じゃけん、わしが言うことを何でも聞けぐらいの話じゃないんですよ。そういう機関から登録をいただいた、こういう機関から点数をつけ、ほで、あなたが心配する実績なんかも踏まえて点数をつけて、ほで、経審の点をつけなさいよということですよ。経営審の点数もつけて指名願を出しなさいよということや

けん、ほたら、うちは1,000点超えとった、優良企業やないですか、点数見ただけで。そうでしょう。うち600点やった、まあまあやねとか、そういうふうな判断基準を点数で見らんじゃないんですか。あなたの判断基準で指名するかどうかを決めるんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（住田英次） 答弁できますか。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

理事者の答弁を求めます。

永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 入札参加業者は、決して私が決めているものではございません。指名競争入札の参加者を選考する基準については、松前町入札参加業者選考要綱で定められています。それに基づいて選考しております。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） しつこいようなけどね、私はその業者を優遇せえとかそんなことを言よんじゃないんです。もっと公平公正にですね、やっていただいて、あなたの判断基準じゃない、経審の点がちゃんとそこにあるんですから。それとか、一般競争入札かね、これらは経審の点が何点以上ですよとかという縛りも来るじゃないですか。そうでしょう。公平公正にしてほしい、ただそれだけなんよ。あなたの判断基準を用いんようにしてください。

僕も結構なげすなほうなんやけど、あなたがそんなこと言うたら、僕ちょっとよからぬ方向に考えがいきましたよ。まず、随契からですねとかと言うたら、どないしたら、もう僕はげすやけん勘ぐりますよ。もしかしたら、これを言葉に出したらまた何か変になるかも分からんけど、勘ぐってしまいますよね。そうじゃなくって、指名願を出されたんですね、じゃあまたみんなで協議しましょうとか、そこらだったらいい。まず、随契から、もう蹴られたようなもんよね。やけん、そのような、もうしつこいけんあんまり言わんけど、もっと公平にしてください、指名もちゃんとそういうふうな書類も添えて指名願を出しとるもんで、そうでしょう。先ほど局長が言うた地元業者ということですから、もうあれするんやけえ、地元業者を優先するとかそんなことをやっていただいて、公平にしていきたいなというところで、答弁ももう休憩が多過ぎるんで、あまり質問しよっても面白くないんで、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時 0 分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 失礼いたしました。

ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡でございます。これから私の一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、5歳児健診についてということで、発達障がい早期発見のための5歳児健診の考えはということで御質問させていただきます。

子どもの発育状況を確認する乳幼児健診は、1歳半と3歳での健診が母子保健法で義務づけられていますが、5歳児健診は自治体の任意でございます。国の調査では、令和4年度で全国では14%しか実施されていません。

最近、就学前に発達障がいなどを早期に見出して必要な支援につなげようと、こども家庭庁は5歳児健診の全国の自治体での実施を目指しております。なぜなら、5歳前後というのは対人関係や言葉の発達遅れが見えやすくなる年頃だそうです。

先日行われた明るい人権の町づくり大会の講演で、そのときに行かれた方は御存じだと思うんですが、石村嘉成さんという新居浜市出身の自閉症の天才画家、全国で御活躍されております。動物とか昆虫など、生き物をリアルに描いて、本当にすばらしい作品を描いておられる二十三、四歳でしたか、の青年ですが、この石村さんのお父様のお話の中で、御自分の子育てにおいて、我が子の発達障がいに気づいたときに相談窓口へ行かれたときの経験を踏まえ、少しでも早く明確な障がいの種類や、それらに対する療育を始めることで、社会性や自立への道を切り開くことができるのではと力説されておりました。まだ小さいので、これから十分時間をかけて見守っていけば大丈夫ですよという、これをお父様は悪魔のささやきと言われておりましたが、この悪魔のささやきに惑わされてはいけません。親とすれば、障がいを認めたくない気持ちは、この言葉が安心感を与えてしまい、さらに明確な判断が遅れてしまうのではないかと、その後の対応がより大変になってしまうと言われていました。

2025年度から自治体に対する補助を引き上げたほか、子どもを見る保健師らの研修費も後押しするとのこと。自治体に政府が5歳児健診を推奨するのは、子どもの発達障がいなどの特性が早く分かれば、医療や福祉面でも地域との連携が進み、本人や家族の困り事を減らすことができるからです。就学を見据え、円滑な支援につなげるように健診後のフォローも必要ですが、サポートを必要とする子どもが増えている現在、町としても5歳児健診について、医療や教育現場の体制整備を考える時期ではないでしょうか。町の考えをお

伺います。最初の質問です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） それでは、5歳児健診についてお答えをします。

5歳児健診とは、就学前の子どもたちを対象に、日常生活や集団生活への適応状況、発達や行動面の特性等を把握し、必要に応じた支援や指導につなげていくことを目的として実施するものです。

発達障がいやその他の支援が必要となる特性を早期に発見し、関係機関と連携して適切な支援を行うことで、子ども本人だけでなく御家族の負担軽減にもつながる重要な取組と認識しています。

本町におきましても、この5歳児健診の意義を踏まえ、本年1月に子育て支援課、学校教育課、伊予医師会の代表小児科医師、町内9つの保育施設が参加する形で、第1回松前町5歳児健診実施に向けた検討会を開催し、導入に向けた協議を開始したところです。

今後は、小児科医や公認心理師等の専門職の確保、健診後の支援体制の整備、医療機関や保育施設、教育機関との連携、さらには費用面での課題整理を進めながら、国の補助制度の活用も視野に入れ、令和8年度中の実施開始を目指して、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 前向きな答弁をいただきまして大変心強く思っております。

本当に、私も以前公明党さんからなんかも5歳児健診のお話が大分前にいろいろ出たんですけれども、そのときはまだその段階ではないということではあったんですけれども、国の全体的なやっぱり広がり、それから早期に発見することがいかに大切かということを実体験を踏まえて、そしてその後のそういった子どもさんを持つ家族の方々の苦労とか、そういった方々がその子どもさんの社会性、大きくなって自立されるときのことを考えたときに、やはりこの制度があることによって少しでも早く療育を始めることで、その方の能力とか才能を引き伸ばすことができる、それはその御家族だけでなく社会全体としてもとても素晴らしいことではないかと思しますので、ぜひその方向性で令和8年度の実施に向けて進めていっていただいたらなというふうに思っております。

それでは、この質問に関しては全面回答いただきましたので、次に進めたいと思います。

次は、活力あふれる町の観光、交流機能の創出に向けてということで、訪問する人にとっても魅力的で、町民自らも自信を持って紹介できる松前町の観光、交流のまちづくりをさらに進めていくには、何が必要でどのような方策を展開していくのか。

第5次総合計画の第4章の3の観光・交流機能の創出の課題分析、伊予灘を望む海岸線、重信川周辺、親水公園など水辺の空間や義農作兵衛翁のお墓とかその歴史、また松前城跡などの文化財や夏まつり、義農祭などのイベント、どれを取ってもすばらしいものではあるんですが、全国から大勢の人々を呼び込むには規模、魅力といってもちょっと不十分ではないかと。今のところ、産業面で観光資源としてはエミフルMASAKIに頼っている状況だというふうに考えられるところでもあります。

今後、これらの課題克服のための3つの施策を掲げておられますが、非常に抽象的なので、その一つ一つの具体的な内容について町の考えを問うていきたいと思います。

1番、観光・交流推進体制の整備、2番、観光・交流資源の掘り起こし、そして3番目、町のイメージアップ、PR活動の強化、それぞれについて具体的な内容についてお話しいただければと思います。

以上です。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

**○総務部長（大川康久）** それでは、活力ある町の観光・交流機能の創出についてお答えします。

第5次総合計画において、議員御指摘のとおり、本町が有する自然、文化、イベントなどの観光資源は、魅力や規模の面で、広域からの集客力という点で十分とは言えず、課題であると認識しております。

その上で、町では単に一過性のにぎわいを求めるのではなく、地域の個性を生かした持続可能な観光・交流施策の構築を目指していきたいと考えており、現在3つの柱を中心に段階的に取組を進めているところです。

まず1つ目は、観光・交流推進体制の整備です。

これまで、観光・交流分野は、他業務との兼務体制の中で取り組まれてきましたが、今後は専門性と横断的な連携を意識した体制づくりを進めてまいります。今年度からは、西の浜エリアの利活用に関する現地調査、分析に着手し、地域資源を生かした新たな交流、滞在の拠点形成について、庁内連携のもと、検討を進めております。

単なる観光資源としてではなく、防災や環境保全といった複合的な視点を加えた持続可能なモデルを描くことを目指してまいります。

2つ目は、観光・交流資源の掘り起こしについてです。

町内には、義農作兵衛や松前城跡、重信川や伊予灘の水辺空間など、埋もれた地域資源が数多く存在しています。これらを再発見し、地域の歴史文化や自然環境といった物語性を加味し再構成することで、松前ならではの価値を創出してまいります。あわせて、町内外の専門家や地域団体と連携し、住民主体の魅力発信やガイド育成などの仕組みづくりに

についても取り組むことができないか検討を進めたいと考えています。

3つ目は、町のイメージアップ、PR活動の強化です。

町の魅力をより広く発信するため、今年度からは既存イベントの見直しに着手しております。中でも、長年親しまれてきたたわわ祭については、今年度からたわわフェスタとしてマルシェ形式の交流イベントへリニューアルを予定しています。これにより、町内事業者の出店機会を創出するとともに、町のにぎわいづくりの一環として期待しています。

以上、3つの柱を中心に、今後も段階的に事業を展開しながら、町民の皆様とともに松前町らしい観光・交流の姿を描いてまいります。引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今、3つのことについて一つ一つ、より今から計画していることについてお話いただきました。

特に、私この2つ目の観光・交流資源の掘り起こしについて、地域の歴史文化とか自然環境にといった、この物語性を加味して再構築していくってことで、松前ならではの価値を創出していきたいという考えだと思うんですが、この物語性がある意味少しフィクションが入ってるか、想像が膨らむような形の物語性というのをつくっていかれたら、例えばよくこれをアニメーション化したり、あるいは映画化してどっかの町、そこのところに映画化するとかということで、よく地域おこし、まちおこしなんかでそこに多くの方の目が行くということで、お金もかかりますし、その演出には大変な年数もかかるんかもしれないんですけど、伊予市とかいろんな割と近いところで、南予なんかもそうなんですけど、そういったプロモーションもよくやってるようなんで、ぜひそういったあたりでもですね、物語性ということを基軸にして新しいまさきのイメージアップ、これは3番目にもつながっていくことだと思うので、私はこれは非常に創造性という意味においても非常に価値があるんじゃないかなというふうに思っております。

この頃、町長がよく企業のBiz Gとか、何かいろいろ私たちがちょっと理解についていけないような、非常に新しい取組をいっぱいされてるようなんですけど、そこはすばらしく期待できるのかなと思いつつ、何のことやらちょっとよく分かりにくい。

だから、こういったところで企業がもう少し元気になるためのものとか、こういうことをするっていうことに、もう私たちの年代の者にも分かりやすいような、非常にパンフレットとか見たら何かすごいなとは思いますが、それがさらに私たちにちょっと落とし込めるような形でのPR、そういったものを考えていくと、もっと連携して、ああこういうことになって松前町はこういうふうになっていくんだというのが、夢みたいなのが描かれていくので、そのあたりの工夫をちょっと私はお願いしたいんですけど、町長御自身のお考えをよかったらお聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 藤岡議員の質問に対して回答したいと思います。

いつも熱いメッセージでいろんな提案をいただくことに本当に感謝を申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、観光・交流に係る施策というものを見える化していくっていうことも非常に大事なプロセスだと思っております。今ほどあったBizGというのが、中小企業の皆様にDXの力で活気づけていこうというものでございます。いろんな補助の制度であるとか、いろんな支援策が国や県で用意されてるんですけども、そういったものを中小企業の皆様がLINEなどを活用していただいて、自分で調べなくてもプッシュで送られていくような仕組みになってます。また、その中でコンサル的な支援動画も見れるような仕組みもつくっておりますので、そういったものを見ながら自分で自分の業態に合うような形でデジタルコンテンツの中から選んでいただいて、自社の成長につなげていただけたらなというのが今回のBizGでございます。

やっぱり、この私たちの社会を構成しているのは人々であって、それをまた形づくっているのは地域であったりとか企業であったりと思います。行政が元気、町が元気になるために何が必要かという、人々そしてここにある町の企業の皆さんが元気にならないといけないというのが僕の根本にあります。

この観光・交流に対しても、これまで行政主導のものも多かったかと思うんですけど、いろんな面でもっと地元の人が盛り上がるような、地元の方々が本当に自分で参加したいと思えるような形にしていきたいと思っています。そのうちの 하나가、今回のたわわ祭からフェスタに切り替えて、マルシェで町民の皆さんが商工会の青年部であったりとかいろいろな町に思いを持ってる方々、その方々が自発的に、能動的にやりたいという思いをぶつけてくださった声に応えるためにこういう形にしました。

物語性のところ、とても面白いと思うんです。松前町は、実は本当に歴史が愛媛県内でも一番古いんじゃないかというぐらいの町だと思います。古く遡れば、本当に平安の頃、900年の頃には菅原道真公も訪れた際に神社名鑑などを残しております。そのときにあった神社が、実は伊予市の伊予神社だったり伊曾能神社であったり高忍日賣神社、そして椿さんになりますけども、お椿さんの神社、この4つが菅原道真公の神社名鑑には記載されてる。あの辺りは、つまり伊予の発祥の地じゃないかなというふうな話もあります。

そして、松山城の前にあったのが、もう皆さんよく御存じの松前城です。当時は正しい木と書いていたというような文献の記録も残っております。昔は、「松前」ではなくて正しい木で「正木城」と書いていたというような文献の記録もございます。

そのあたり、実は松山市が観光でにぎわっているところですけど、実は松山城に移ったタイミングで、この正しい木の正木から松前に変わったんじゃないかというようなストー

リー性も見えてくるんじゃないかと思います。

そういった意味で、中予管内全域のプロモーションのような観光・交流も考えていくことも一つ面白いんじゃないかなと思います。今、3市3町が取組もいろいろな分野が進んでいる中で、松前町でできるもの、例えば空家の活用でいけばいろんなインバウンドで道後にお客さんが訪れますけども、オーバーツーリズムであるとか受入先がないというような問題も今後出てくるかもしれません。そういったときに、空家の利活用、そして県が進めているデジタルトランスフォーメーションの取組として、トライアングルエヒメというものがございます。トライアングルエヒメの中でも、空家を活用した、例えば無人で鍵の管理ができたというようなシステムを使っていくようなものも出始めてます。

今、空家の調査を今年度するようになってますけども、そういった松前にある財産を、空家も負の遺産ではなくて正の財産として活用していけるような取組につなげていければいいなと思っています。

本当に、今年は西の浜のエリアの調査分析というフェーズで、本当にこれは調査分析のまだフェーズの段階でございます。ここから西の浜の海岸線、美しい海岸線、皆さん御存じだと思います。僕も子どもの頃、海水浴をしたり、その後、元気人村に温泉にも入ったりしました。ただ、まだ生かし切れてない部分も多分にあると思います。そういった可能性を掘り起こして、松前町もこれまでになかったような観光資源、観光・交流の機能を強めていきたいと思っておりますので、どうか今後とも御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（住田英次）** 藤岡緑議員。

**○13番（藤岡 緑議員）** 町長からいろんな夢のようなお話をいろいろいただきまして、これが実現していけば本当にすばらしい、また松前の物語ができるんじゃないかなと思います。

そして今現在、私たち住民のほうでも、例えばはんざりとか、いいところ見つけ隊とか、そしてまた観光協会とかといったところがマルシェを、今まではたわわ祭にいつも協力してたんですけど、これを5つぐらいに分割して、いろんな違う方向でのこのマルシェの在り方とかといったところを、今ちょっとそういったグループで役員会とかいろんなところで今話をしている中で、これはどういうふうに捉えていったらいいのか、私はどういう協力をしたらいいのかということで、住民の間でもやっぱりちょっと戸惑ってるところもあるといえはるんです。

だから、そういったところもこれらの、もう少しどういう形でどうなのかっていうところが、例えば各課でもいいですし、観光協会を通してでもいいんですけども、そこらあたりとの連携がもう少し深くなれば、住民の方々の取り入れ、入り方、そういったこともスムーズにいくんじゃないかなと思いますので、今後の取組として、ぜひそういった町民の

方々が一生懸命自分たちも何かのお役に立ちたいと思って、頭をいろいろ寄せて、いろいろ考えてるところでありますし、また史談会の非常に深い歴史の方々も、毎週金曜日にいろんなことをお話ししながら新しい取組も考えておられますし、そしてそれを子どもさんたち、小中学生なんかを中心にして松前の歴史文化を伝える取組ということで、5つぐらい何か町民講座と一緒にやってられるようなことの計画も聞いておりますので、非常にそういうことで、町民自らが、ただ行政がやってるのを楽しみに見てるっていうんではなくて、町民自らもやっぱり一緒に関わっていきたい。

そうすることによって、非常に生きた形での、またそしてその中でこれはちょっと問題点があるとか、いろんな部分が見えてくると思うので、よりいいものになっていくんではないかなというふうに私は考えますので、どうかそのあたりも心に留めながらいろいろ計画を進めていっていただけたらなというふうに考えております。

以上で私の質問とさせていただきます。

**○議長（住田英次）** 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

5 番渡部恵美議員。

**○5 番（渡部恵美議員）** 議席番号5番、渡部恵美が議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

最初の質問です。

住宅に設置する太陽光パネルや蓄電池設置の補助制度について質問いたします。

電気料金の高騰に伴い、売電価格が以前より下がってはいるものの、自家発電のために太陽光パネルを設置する住宅が増えています。太陽光パネルを屋根に設置することで、遮断効果により室内では夏は涼しく冬は暖かく過ごすことができ、省エネルギーにもつながります。また、太陽光発電と蓄電池を設置した場合、夜間や雨天時にも電気の確保ができます。そして、災害などによる停電時に電気の使用が可能となり、防災にも役立ちます。

現在、愛媛県内の多くの自治体が太陽光システムの補助制度を開始しています。本町も補助制度を設けることで、地球温暖化やエネルギー対策、そしてこれから住宅を建てようと考え中の子育て世代への支援にもつながるのではないのでしょうか。町のお考えを伺います。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

**○町民課長（渡辺 司）** 太陽光発電システム設置補助制度についてお答えいたします。

昨今の電気料金の高騰や、エネルギー、安全保障への関心の高まり、さらには地球温暖化対策の必要性を背景として、住宅用太陽光発電の導入は着実に広がりを見せています。

また、太陽光パネルには、日射を遮ることで夏場の室温上昇を抑える副次的な効果もあり、住宅の省エネルギー性能向上にも寄与するものと認識しています。特に、太陽光発電

と蓄電池を組み合わせることで、災害による停電時でも一定程度の電力を確保できる点は、防災の観点からも意義があると考えています。

議員御指摘のとおり、県内に目を向けますと、既に松山市、宇和島市、愛南町などをはじめとした複数の市町で、住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度が実施されています。特に、子育て世帯や若年層の定住促進の観点から、住宅新築や省エネ改修と併せて支援する動きが広がっています。

現在、愛媛県では、愛媛県地球温暖化防止対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大を目的として、住宅用太陽光発電や蓄電池の共同購入事業を実施しており、県内市町が参加しています。加工や製品の質の確保、災害時保証なども附帯し、スケールメリットを活かした価格設定により、住民の皆様にとって大変魅力的な内容となっています。

このような仕組みに松前町としても参加、連携することで、町独自に多額の予算を確保せずとも、実質的な設置費用の軽減や災害時のレジリエンス向上を図ることができると考えています。

町といたしましても、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大は避けては通れない課題であると認識しており、この共同購入制度の周知や効果などについて検討し、地域特性や子育て世帯支援、防災計画との整合性を踏まえた上で、令和8年度からの補助制度導入を目指してまいります。

引き続き、町民の皆様の暮らしの安全・安心と、持続可能な地域社会の実現に向けて、環境政策の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 前向きな答弁をいただいたので、とてもうれしく思います。令和8年度ということは、8年度から補助制度を導入されるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 補助要項のほうを今年度中に整備をしようと思っております。蓄電池を町の単独として補助ができるようにというところを今目標にしております。あと太陽光パネルについては共同購入のほうを愛媛県民の方でしたらどなたでも登録して購入ができますので、そちらのほうを目指すということで進行しております。

以上です。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） もう一つ、確認なんですけど、住民の方々、それからまた若い世代、先ほど答弁にもありましたが、若い方、これから所帯を持とうか、家を建てようかっ

という方へのPRといたしますか、周知はいつぐらいから始めますか。ちょうど今、多分住宅事情はいろんなことが資材が高騰してるので、できるだけ早く住宅を持ちたいっていう声をたくさん聞いておりますので、その辺はできるだけ早急にさせていただいたら、今迷っている方にも後押しになるんじゃないかなと思います、そのあたりをお聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ちょっと町民課長の補足にもなるんですけども、ソーラーパネルの部分は共同購入というスキームを県で用意をしていただいています。県民全員で買うことで価格を安くすると、そしたら補助と同じような効果が出るだろうということで、これは愛媛県全体でやってますので、これについてはちょっと積極的に周知、広報をしていこうかなと思っています。

もう一つの蓄電池、これは蓄電池を加えることで防災面の強化にもつながります。もし何かがあった場合に、夜間の電力で賄えたりしますので、ここの部分を町のほうで、隙間の部分になってくるので、何か補助支援制度をつくりたいなというふうに思っております。こちらに関しましては、令和8年度を目指すという回答ではございますけども、何せまだ当初予算の編成の段階前でございますので、今のところまだ明確なアナウンスはできませんので、3月議会で恐らく当初予算のほうで計上できれば計上したいと考えておりますので、きちんと議会の議決を経て、その後アナウンスをさせていただくことになろうかと思えます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） 詳しい御答弁、よかったと思います。本当に皆さん安心されたんじゃないかな、これから住宅を建てようっていう方々にとっても朗報だと思っております。できるだけ具体的な施策を皆さんにアナウンスできるようによろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

学校問題解決のための支援体制について伺います。

今年1月、松前町議会の文教厚生常任委員会で、教育現場の負担軽減について学ぶため、奈良県天理市において視察研修を行ってまいりました。全国的に多様化する学校を取り巻く問題、特に保護者対応に迫られる教職員の負担は大きく、教員の休職や離職による深刻な人員不足となっています。

天理市では、令和6年4月に学校関係の相談専門窓口、子育て応援・相談センターほっとステーションを設け、専門家を含めたチームで保護者からの相談に対応し、大きな成果を上げています。学校問題支援員、心理士、相談員などの専門スタッフが相談内容を分析し、長・中期を見据えた支援体制を構築し、問題解決につなげています。

学校現場では、子どもたちに向き合う時間が増え、充実した授業を行うことができ、学力の向上につながった、教員の離職が減少したなどの効果が現れているそうです。

今後は、スクールカウンセラーとの連携も強化し、児童生徒の居場所づくりやいじめ対策の強化にもつなげていきたいとのことです。

先月、他県ではありますが、保護者の知人が学校に乗り込み暴力行為を行ったとの報道がありました。教育の町を掲げる本町においてこそ、学校の先生たちが子どもたちに向き合う時間が確保できるとともに、保護者の不安に寄り添い、安心して子育てができる環境づくりが必要ではないかと思います。そして、何よりも次代を担う子どもたちのために専門の相談窓口が必要ではないでしょうか。町の教育現場の現状と考えるについてお伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 学校問題解決のための支援体制についてお答えいたします。

近年の教育現場では、教職員の業務が肥大化し、教員の疲弊や人材確保難といった深刻な問題に直面しています。その大きな原因の一つとして、保護者への対応や多様な課題への対応が挙げられます。本町においても、保護者からの相談や対応に追われる事例があり、子どもたち一人一人に向き合う時間が十分に確保できないという課題は、現実のものとなっています。

議員からお話のあった奈良県天理市の子育て応援・相談センターほっとステーションでは、学校を支援するサポート体制を構築し、教員が本来の業務に集中できる環境が整いつつあると伺っており、本町としても参考になる先進事例です。

町においては、保護者や地域からの学校に対する御意見は、基本的には学校が直接対応していますが、事案の内容に応じて教育委員会と連携し、関係機関や専門家等の協力を得ながら対応しています。

現在のところ、専門窓口を設置することまでは考えていませんが、本町の警察OB職員や顧問弁護士、学校のスクールカウンセラー等の専門家と連携した体制を構築したり、必要に応じて愛媛県が設置しているスクールロイヤー活用事業などを取り入れたりしていきたいと考えています。

また、将来的には、現在設置を検討している（仮称）教育支援センター内に、学校を支援するための包括的なサポート機能を持たせることを検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） よく分かりました。

最後のところなのですが、将来的には現在設置を検討しているとございます教育支援セ

ンターとあるんですが、具体的にどういうものか教えていただけますか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 現在検討しております、仮称ではありますが、教育支援センターにつきましては、現在増加しております不登校児童生徒の対応ができる、また発達に特性のある子どもたちへの対応等を含めた、子どもを中心にした支援ができないかということで、そういう意味合いを持たせたセンターを考えたいと思っています。

それプラス、今渡部議員からもありました学校問題解決のための対応、また子どもの居場所を加味することができないか等の御意見もいただいておりますので、そういうところも加味しながら、どこまでできるかはまだ検討しないといけないんですけれども、そういう子どもを中心にした支援ができるセンターを検討している段階でございます。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員。

○5番（渡部恵美議員） できるだけ早く実現がかなうように、多分保護者もそうですが、やっぱり近くにいるおじいちゃま、おばあちゃまも今の子どもたちを取り巻く問題というのは心配されていることをよく耳にしますので、どうぞ皆さんが安心して楽しい子育て、楽しい地域づくりができるように御努力いただいたらと思います。

最後になりますが、今月6月12日の愛媛新聞に、教員の処遇改善や長時間労働是正に向けた改正法が可決、成立したとの記事がございました。その中に、教員不足の解消には学校現場が最も望むことは、業務量削減と長時間労働の是正が必要っていうふうにありました。やはり現場の先生が今すごく大変な状況っていうのは、私たちから見てもよく分かります。職員室にずっと電気がついてたり、土曜、日曜、祝祭日関係なく学校に出向いている姿、それから本当に保護者もま、なんて言うのかな、子どもの子育て中っていうか、妊産婦とか幼児期は各地域に今幼児期の相談所、ごめんなさい、ちょっと度忘れしちゃったけど、子ども・子育て支援センターっていうのがあって、全国的にそれはどうしても市町でつくらないといけないっていうふうになっているので、乳幼児のとき、妊産婦のときの相談っていうのは、本当に保健師さんが2名体制で各家庭を回ってくれて手厚いサポートをしていただくっていうのはよく分かるんですが、じゃあ子どもたちが保育園、幼稚園、そして小学校、中学校に上がるに従って何となく子育てに孤立を感じているようなところも感じます。学校の先生も大変です。保護者も大変です。そういう大変な状態の中、どうしても少子化対策としてそういうことってすごく急がれる分野だと特に思っておりますので、どうぞ一日も早い実現に向けてお願いしたいと思っております。

そして、何よりも子どもたちの学びの場である学校が、また先生たちが疲弊してはよい教育、よい指導はできないと思っておりますので、どうぞ子どもも保護者も先生も、みんなが笑顔で楽しく、ああ学校行くのって楽しいな、部活するのって自分の成長を感じられるなっていう、そういう本当に地域全体もそうですが、子どもたちがどんどん

どん学校に楽しく通ってもらってというのが私たちの願いです。どうぞよろしくお願いしたいと思っております。そして、みんなが笑顔で楽しく学校生活が送れるような松前町をつくってほしいと心から願っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

6 番曾我部秀司議員。

○6 番（曾我部秀司議員） 6 番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、不登校等の相談窓口の設置について質問させていただきます。

不登校や発達障がいなどについて相談できる機関の設置の考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 不登校の相談窓口の設置についてお答えします。

本町におきましても、不登校の子どもや発達に特性のある子どもへの支援は、喫緊の課題であると認識しております。誰もが安心して相談でき、必要な支援につながる体制づくりは、今後ますます重要になってくると考えています。

本町における相談窓口としては、小中学校に設置しているハートなんでも相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどがあり、今年度から教育委員会に特別支援教育の経験豊かな元教員を2名配置し、保護者等からの相談を受けることができるようにしました。

また、町立幼稚園の統合により空き施設となっている旧古城幼稚園の活用について、不登校等の総合相談窓口としての機能も含め、子どもの支援施設とすることを検討中です。検討に当たっては、教育委員会だけでなく、多くの町民の方々の意見を聞く意見交換会を実施するとともに、子育て支援や福祉部門、さらに外部の専門家などとも連携しながら、町として最も効果的な支援の在り方を整理し、誰一人取り残さない支援体制を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6 番（曾我部秀司議員） ありがとうございました。

次に、不登校に関して4点質問させていただきます。

1つ目、不登校児童生徒が増加している原因についてです。

令和5年度、小中学校の不登校児童生徒数は、全国では34万6,482人、県内では3,475人、町内では令和6年11月現在56人です。全国、県ともに過去最多となっており、前年度から全国では4万7,434人増、県では747人増となっています。このように、減ることなく増加している原因をどのように分析しているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目、不登校未然防止の取組についてです。

不登校児童生徒が増えているため、全国各地で子どもの居場所づくりには積極的に取り組んでいます。ただ、その前に不登校児童生徒を生まない、増やさないための取組、未然防止をすべきだと考えます。しかし、どのような対策を講じているのか全く見えていないのが現状ではないでしょうか。私だけが分かっていないのかもしれませんが、不登校児童生徒が増加している原因をしっかりと把握し、その問題を解決するために施策を講じていれば、減少もしくは現状維持になっているはずです。

不登校未然防止として国や県はどのような方針を掲げているのでしょうか。それを受け、本町ではどのような取組を行っているのでしょうか、お聞かせください。

3つ目、不登校児童生徒の保護者に対する積極的なケアについてです。

不登校児童生徒本人は、いろいろ悩み苦しんでいるが、本人だけでなく保護者も悩み苦しんでいるのではないのでしょうか。保護者は、子どもへの精神的なケアや経済的なサポートだけでなく、将来への不安など大きな負担を抱えていることでしょうか。その保護者に対して、町としてどのようなケアを行っているのでしょうか。また、積極的に行っているのか、お聞かせください。

4つ目、不登校児童生徒支援員の業務内容についてです。

不登校児童生徒支援員の日常の業務についてお聞かせください。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 不登校についてお答えいたします。

まず、不登校が全国、県ともに増加傾向にある原因についてお答えします。

文部科学省の分析によると、保護者の学校に対する意識の変化やコロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に問題があったことなどが影響を及ぼしているとされており、本町においても同様と考えています。

次に、不登校の未然防止対策についてお答えします。

本町においては、国の基本理念である誰一人取り残されない学びの保障と、愛媛県の不

登校が生じない魅力ある学校づくりの推進により、未然防止を図っています。

具体的には、子どもの様子を知る手だてとして、日記指導や定期的なアンケート、学年や学級担任による継続的な声かけと観察の強化などにより、子どもの心の不安や生活リズムの変化を見逃さないよう努めています。

また、先ほどお答えしたとおり、ハートなんでも相談員やスクールカウンセラーなど、児童生徒や保護者が気軽に相談できる相談窓口を設置して対応をしています。

今年度からは、愛媛県が開発した、質問に答えることで心と身体の状態を測ることができるジブンミカタプログラムを導入し、早期に適切な支援ができるよう取り組んでいます。

次に、不登校児童生徒の保護者へのケアについてお答えします。

議員御指摘のとおり、不登校は本人だけでなく保護者にとっても精神的な大きな負担となっています。本町では、保護者に対しても相談窓口を開設し周知するとともに、学校や関係機関との連携が進むよう支援を行っています。

また、町主催で、不登校で悩んでいる保護者が共に話し合う保護者の集いや、進路に悩んでいる生徒や保護者を対象とした様々な課程の高等学校の説明会を開催しています。

最後に、不登校児童生徒支援員の業務内容についてお答えします。

本町に設置している不登校児童生徒支援員は、主として各中学校に設置している校内サポートルームで、来室する生徒への学習や生活の支援を行い、子どもたちが安心して過ごすことができる場所となるよう努めています。

町といたしましては、不登校に対する課題を教育だけでなく福祉や地域全体の課題として捉え、本人と保護者双方に寄り添った支援体制の強化に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございました。

保護者のケアと相談窓口に関して、ちょっと再質問させていただくんですけども、昨年末、母親が3人の子どもを手にかけたという悲惨な事件がありました。これは、長男がちょっとかんしゃくがあって、発達障がいですか、と不登校ぎみであったと。その母親が児童相談所等に十数回相談に行ったんだけど、やはり子育てに悩んでの結果、そういう悲惨な事件になってしまった、こういう事例があるんです。これは、いつどこで起こるかもしれない。

そこで、やはり本人のケアはもちろんですけども、保護者のケアというのはすごく大切になってくるんじゃないかなと。子どもが小さければ、家におるとやはり家族の誰かが家にいなければいけない。そうすると、働き方も考えていかなければいけない。そういう

いろんな保護者にも悩みがあるので、ぜひ相談窓口っていうのをつくっていただいて、私  
が不登校児童生徒支援員の業務を聞いたのは、こういう方が母親の、あるいは保護者の相  
談に乗れないのかどうか、この辺をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 支援員の業務についてでよろしいですか。

先ほど答弁いたしましたように、支援員の業務については基本的には子どもが安心して  
来れる場所、言い換えれば今までは教員が対応していたんですけれども、どうしても手薄  
になっていて、別室に行っても誰もいないという状況がありました。そういう中で、子ど  
もが誰かいて話ができる、いろんな指示もしてもらえたり相談に乗ってもらえたりでき  
るような体制をつくりたいということで、支援員の配置を行いました。

現段階では、支援員の資格としては特に大きな資格を要求しているものではございませ  
ん。子どもの相談に、子どもの話し相手になってもらえる方というような視点で対応を、  
支援員の確保をしているのが現状で、専門的な資格等々は要求していないために、子ども  
や保護者の専門的な相談についてはなかなか相談に応じることはできにくいかもしれませ  
んが、それについてはその支援員を通して学校に派遣しているスクールカウンセラー、相  
談員等との連携が取れるような形をつくっていききたいと現在のところは考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 相談窓口については、これから設置していく方向で検討して  
いるということなんですけれども、やはりですね、窓口を一本化すると、例えば不登校だ  
からどこに連絡したらいいんだろう、発達障がいやからどこへ連絡したらいいんだろう、  
窓口を一本にすると、とにかく子どもに関することはここへ連絡したらいいと。そういう  
ふうにすると、保護者のほうも相談しやすいんじゃないかなということと、やはりです  
ね、先ほど言いました保護者のケアも私は非常に重要だと思うんです。

ですから、相談内容によって、スクールカウンセラーであったり特別支援教育の相談員  
であったり、先ほど言いました不登校児童生徒支援員であったり、それから外部にもしっ  
かりネットワークをつくっておいて、医療機関とか児童相談所とか心理カウンセラー、ス  
クールソーシャルワーカーとか、そういったネットワークを持って、この相談の場合には  
ここにして相談を解決していこうというふうな形を考えていただけると非常に助かるな  
と思いますので、その点の検討もしていただけたらと思います。

続きまして、未然防止のことなんですけれども、私の調べたところ、これが2024年12月  
6日の朝日新聞に、この不登校の原因、県教委は保護者の学校に対する意識の変化、コロ  
ナ禍による登校意欲の低下などが要因と考えられると。研修会の実施や不登校対応の手引  
を全校に配付するなどの対策を進め、増加に歯止めをかけたい。こういうふうな記事が載

っておったんですけれども、そういった対応をしているにもかかわらず、本町はそんなに増えてはないんですけれども、全国的に見ると毎年増えていると。なぜ増えるのかなと、私そこが疑問で疑問で仕方がないんです。

最初の質問で言いましたように、受入先はしっかりやっています。本町もそういった不登校児童生徒の支援員をということでやっとなんですが、なぜ未然防止をやらないのかな。私、これは全体的に言えると思うんですけれども、問題が発生すればその問題の原因は何なのか、そこをしっかりと捉えて、解決していくために何らかの手だてを講じる、これはどの世界でもそうだと思うんです。でも、増え続けているっていうことは、本当に減らそうと思っているのかなというのがすごい疑問なんです、そのあたりはどんなでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 曾我部議員と同じ思いでは対応をしているつもりではあるんですが、どうにかこのペースを鈍らせるか、少なくしていきたいということで対応はしているつもりではあるんですけれども、なかなかうちの町としても減っていないのが現状でございます。いろんな原因があると思うので、ここをやっつけたら解決するという問題でないところがなかなか減らない原因ではないかと思うんですが、かといって放っておくことはいけませんので、それぞれの対応をしていかなければならないと感じております。

具体的には、特にコロナ禍の後、学校の役割というのは、学校の意義というのはどうなのかということも見直さないといけないと。また、県が言っているように、魅力ある学校づくりというのはどういうことなのか。例えば、窮屈な学校になっていないか、弾力的な対応ができていないか、そういうことを校長会などでも各校長と話をしながら進めているのが現状でございます。

子どもたちが安心して学校に通うことができる、そういう学校にしていかなければいけないということがこれからの大きな課題で、右から左にできるものではないかもしれませんが、そのあたりの課題を1つずつ検討をしながら、具体的な対応に結びつけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

やはり、不登校っていうのは一つが原因ではないというのはよく分かっております。いろんな原因が重なり合って、結果、不登校になっているということなんですけれども、私は減らないっていうこと、いろんな対策を講じても減らないっていうのは、原因の分析が間違っているんでないかなというふうに考えておるんです。はっきり言うと、私が考えた原因っていうのは、やはり子どもにとっても学校は忙しい、学校に行ったら勉強勉強と言

われる、ここが大きいんじゃないかなと。

魅力ある学校づくりなんですけれども、勉強勉強ですごい窮屈な学校になっていないかなってすごく感じるんです。というのがですね、教員側からいうと学習内容が非常に多いんです。決められた時間数にまずできません。一斉指導じゃなく、子どもたちに自ら考え、課題を見つけ、そんな授業をしていたら間に合いません。まず、できません。次から次へとやっていく。あ、ここは重要だなんていう部分は力を入れてやるんですけれども、それ以外のところははしょらなければいけない。でないと、1年間で授業が終わらない、学習内容が終わらない。そうなってくると、理解の追いつかない子がたくさん出てくるんです。教員としてもどうにかしたいんですけれども、終わらさなければいけない。すごいジレンマがあるんです。やから、このあたりがすごい原因じゃないかな、主な原因じゃないかなと私は考えるんです。

で、その中で、やはり私が一番問題なのは、学習指導要領と全国学力・学習状況調査、ここが根源じゃないかなと思っております。現場にいたらこんなこと言えませんが、それじゃないかなと思うんですが、議長、ちょっと資料を皆さんに配付して、見ていただいたほうが理解が早いかなと思うんですが、皆さんが許可されるのであれば資料のほうを配付したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午後1時20分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（住田英次） それでは、再開します。

今、休憩中にありましたように、配付は認めないということで進めさせていただきます。よろしくお願いします。

（「再開」の声あり）

再開は言いました。すみません。

曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） すみません、私が勝手なことをしてしまいまして。

そしたら、私がその原因を考えた理由を述べて、その後、再質問をさせていただきたい。そのためのちょっと説明になりますので、すみません、グラフなしで御容赦ください。

先ほど言いました学習指導要領と全国学力・学習状況調査が、これが原因じゃないかっていうことを簡単に、簡単でもないですけども、説明させていただきます。

学習指導要領の改訂によって、授業時数も変化しております。平成10年度までに、小4から小6をいいます。これが1日平均5時間、それが今現在では6時間になっております。小2が4.4時間が5.2時間に増えております。しかも、学習指導要領、平成10年の改定

では授業時数は歴代最少と言われておったんですけれども、なぜ最少なのに増えているのかっていうと、クラブ活動を授業時数にカウントしなくなったということと、完全5日制になったこと、これによって1日の平均時間が上がっているということなんです。

しかも、学習指導要領によって外国語教育の導入があった、それからアクティブラーニングの導入、しかもタブレットの導入というふうにして、やることがいっぱい増えてきたと、こういうことなんです。

それから、全国学力・学習状況調査開始が平成19年なんですけれども、愛媛県では平成24年に学力向上推進事業が開始されました。年度が間違っと思ったらすみません。というのが、全国学力・学習状況調査の正答率を公表したと。そうすると、正答率を上げなければいけない、そう考えるのが普通です。それによって、愛媛県が学力向上推進事業を始めた。これは愛媛県に限らずいろんな都道府県でこういった事業をしているはずですよ。それによって、愛媛県では学力向上の定着度確認テストというのが始まった。しかも、学力向上推進主任を設置して、学力向上するために各校どんなことをするかと、そういう取組、計画を立てて年度末に反省を書いていったと。

となるとですね、どういうことが起こったかということ、各学校で毎週のように小テストが始まったり、補充授業、補習授業が始まってきた。とにかく、学校におるときには子どもたちは勉強勉強、これがすごく強くなったのが、私は全国学力・学習状況調査じゃなかろうかな。今現在、その公表の仕方を変えるというようなことも出ておりますが、結局正答率を出したら同じことになってくる。こういうふうに、子どもを追い詰めているのがこの2つじゃないかなと思っておるんです。実際に、平成24年から小学校の不登校数が増えています。中学校は徐々に徐々に、増えたり減ったりするんですけれども、やはり24年度ぐらいから増加傾向にあります。

先ほど言いました令和2年から急激に増えているのは、これはもうコロナの影響です。でも、それ以降も減ることは一切ないということ。実際に、これは学校が窮屈になっとなじゃないかなと思うんです。しかも、先ほど言いました理解が追いつかない子は分からない。そうすると疲弊していきますよね。それ以外の子どもはどうなるかと言うたら、帰って勉強勉強。最近、教育虐待という言葉も出ております。要は、カリキュラムを親が決める。子どものカリキュラムを親が決める。習い事も親が決めて、これ習いんさい、あれ習いんさい、学校で疲れてエネルギーを補充する場所が子どもたちにはなくなっているんじゃないかなと。ふうっと一息つけるところが本当にあるんかな。

しかも、教育虐待で言いましたように、親の期待、希望で道を切り開いて行って、そこに子どもを乗せようとする。それで本当にいいのかな。成長によって子どもの意見をしっかり聞いて、子どもの進むべきを親と一緒に考えていくのが本当じゃないかなというように気がしておるんです。

ということで、私はそういった形で子どもとの関わり方、褒め方であったり叱り方であったり、そういったものを町の広報紙にちょっと特設ページをつくって毎号でも載せていただくわけにはいかないかなということなのですが、町長どうでしょう。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 御提案、誠にありがとうございます。

曾我部議員のおっしゃられる学習指導要領と全国学力・学習状況調査、この2点との相関関係というのはかなり面白い分析じゃないかなというふうに、聞いていて思いました。私もまさに子どもを子育てしている中で、肌身で感じている部分も確かにあります。昔と何が変わったかという、我々が子どもの頃というのは基本的にはというか学校が終わったらみんなで帰って、ランドセルなんか放っという友達のところ遊びに行く、近所で公園で遊んだり、そういうことをしてたように思います。学校が楽しかったです。僕たちの頃は学校が楽しくて、学校に行くのが嫌と思ったことも私はなかったですし、不登校の子どももそんなに全国的にも松前町、私は北伊予小学校でしたけど、北伊予小学校の中でもそこまで多くなかったです。学年に1人か2人いるときもあればいないときもあるというような状況でした。それがもう三十数年前ぐらいはそういう状況だったと思うんです。

その頃は、やっぱりこんなに僕たちも勉強に追い詰められてたというような感触はなくて、本当に自分の好きなこととか遊びも十分にさせてもらったなと思うんですけど、今自分が子育てしてて思うのは、曾我部議員がおっしゃられたように、これは学習状況調査が影響してるのかどうかもあるのと、あとは社会全体として受験というものを強く意識するようになってしまった。子どもたちが結局それにはめ込まれているというか、組み込まれてしまって、自由な発想がなくなったりとか自由に遊ぶ時間がなくなってしまうんじゃないかなというふうに思います。

今、最後に議員から御提案をいただいたんですけども、広報などでそういった子どもとの接し方、褒め方、叱り方もあるとは思いますが、今、核家族がとて増えたことも影響していて、保護者同士も多分、関係性が昔より希薄になったんじゃないかなと思うんです。地域行事もいろんな親御さん、保護者、我々の世代もそうなんですけど、いろんな価値観があって、なかなか地域行事もままならなくなった場所もたくさんあると思います。本当は、でもその地域行事とかって、実際は僕たちは子どものためにしてるし、僕らが子どもの頃は父であったりとか近所のおじちゃんおばちゃんたちが僕たちのことを思ってやってくれてたんですけど、今はそうじゃないなって思います。だから、せめて自分の地域や自分が知っている地域では少しでも、自分たちも保護者になって、親になって忙しいんだけど、でも何のためにやってるのかということ子どものためなんだよという話を私自身も身近なところに、言えるところには言うようにしてて、みんなにそれに気付いてほしいなというふうに思ってます。

広報の中の紙面の関係もあると思いますけど、そういった横のつながりが無いのであれば、やはり行政がそういった支援をしていくべきかとも思います。広報の紙面の中で、そういった子育てに関する特集を組んでいくということも一つ大事なことだと思いますので、ぜひとも前向きに検討させていただきたいと思います。誠にありがとうございます。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） すみません、町長の答弁もありましたけれども、曾我部議員の言われた保護者については、実は教育委員会でも一昨年よりちょっと課題を持っておりまして、実は、正直保護者の方も今、以前であれば例えばPTAで成人教育部で研修を行う機会なども設けていたと思うんですけれども、そういう機会、PTAの活動の精選等でだんだんそういう機会も減ってきています。ある面で、保護者の方もやっぱり子育てとか今の社会の様子等々について勉強をするというか、そういう機会をつくる必要はあるんじゃないかというので、今年度は実は夏のPTAの人権の研修会でも、これは町長に推薦いただいたんですけれども、子育てと人権についてお話をしていただける方を講師としてお招きしたり、補導委員の研修会、PTAとの研修会では、インターネットについて、特に小さい頃からのインターネットとの接し方についてお話をいただくような場を設けて、保護者の方にもそういう場をつくっていくことを考えて対応をしているところでございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） すみません、ちょっと一つ言い忘れておったんですけれども、そんな学習指導要領が関係しとる、勉強勉強って関係しとるって、そんなんこじつけやないかって思われとる人もおると思うんですけれども、高校生以下の自殺の原因の1位は学業についてなんです。ということは、勉強に関して悩んでいる子どもがかなりいると、やむにやまれずいろんな親の期待にも応えれずとって自ら命をとということもあるので、私は一概にこじつけではない、私の言っていることが全般的な外れではないということ、すみません、説明を忘れておりました。

すみません、先ほどの広報の件なんですけれども、例えばですねそういう子どもの接し方とともに不登校についてとか発達障がいの種類とか症状、それから私が先ほど言いました教育虐待について、こういったことも載せてもらおうと、あっと気付く人が1人でもいるんじゃないかなと。しかも、そこに相談窓口ができるのであれば、こういったことにお困りの方はこちらへ相談してくださいというふうにすれば、もっと広がっていくんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（住田英次） 平村課長。

○総務課長（平村展章） 広報を担当しております総務課のほうからお答えさせていただきます。

ちょうど今年度、広報紙の中で新たなコーナーをつくってみようかというふうな検討を進める中で、今曾我部議員からも御提案のありました不登校であったりとか発達の障がいのある方などについてのちょっと簡単な、入りやすいような、住民の皆さんに知ってもらえるようなきっかけづくりというふうなところで、今年度ちょっと何月号からになるかはまだはっきりはしていませんけども、今年度から掲載をスタートするように現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） よろしく願いいたします。

こういうことをすると、町が発信するという事は押しつけになるんじゃないかって言われる方もおると思うんです。ただ、今は情報社会ですので、いろんな情報を得ることができます。町が発信しても、これいいなと受け取る人もいれば、これちょっとおかしいなということがあるので、私は情報発信することは非常に大切だと思うんです。

その中で、1人でも見て助かる人がいたら、私はそれでいいと思うんです。これが、今年やったから来年解決するという問題ではなく、長い目で見て大人の意識も変えていきましょうというふうにしていくことが大切。もう結論をすぐに、結果をすぐに出せない内容ではありますけれども、長い目でそういう発信をするというのは大切じゃないかなと思うのと。

考え方が、例えば私が1人執筆すると私の考えのこれは押しつけになってしまうんですけど、いろんな方に書いてもらう。例えば、不登校の支援員、特別教育の相談員、あるいはこども家庭センターの支援員、いろんな方に書いてもらうといろんな情報が得られるんじゃないかなと思うので、ぜひその検討をしていただきたいと思います。

すみません、私のほうが長々と、私のほうが話すのが長くなってはいたんですけども、私の経験上、今子どもは何で忙しいのか、こういうのをこの質問を通じて知っていただきたかった。本当に原因はそこなんだろうか、私の言っている原因はその中の一つかもしれないけれども、とにかく子どもが今忙しいんだということをちょっとこの機会に知っていただきたいなと思って一般質問させていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党、影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1問目としては、移動困難者の投票支援ということにつきまして特に高齢者等の移動困難者のための移動投票所について質問いたします。

移動投票所とは、有権者の投票機会を向上させるために、ある場所から別の場所へと移動する臨時の投票所であります。

近年、日本では、人口構成の変化や社会的な課題に対応するため、移動投票所の導入が各地で増加しております。これは、従来の固定された投票所だけでは全ての有権者のニーズに応えられないという認識が高まっているということの現れと言えます。

移動投票所の普及は、投票率の低下傾向にある日本において、地方自治体が積極的に有権者の政治参加を促そうとする姿勢を示唆しております。

特に、高齢化が進む地域や若年層の投票率向上を目指す自治体にとって、移動投票所は重要な施策の一つとなっていると思われます。

日本の投票率は、近年、低下傾向にあり、特に若年層の投票率の低さが課題となっております。総務省の資料によると、年代別の投票率では、10代、20代が他の世代と比較して低く、80代以上も再び低下する傾向が見られます。このような状況に対して、各自治体は様々な対策を講じております。

日本では高齢化が進んでおり、特に地方や山間部ではその傾向が顕著であります。さらに、行政コストの削減や事務効率化のため、投票所の統廃合が進む傾向にあります。ここで、本町のある高齢者からの御意見を御紹介いたします。白鶴保育所近隣在住の独居の方は、投票所が恵久美集会所に移転し、免許を返納したこともあり、投票行動が困難となったとのことであります。また、期日前投票は町役場のみであり、移動困難者の投票行動の障壁となっている場合が潜在的に多くあるのではないだろうかと考えます。

本町も、期日前投票の移動投票所設置に向けて、各地域の意見を聴取をしてはどうかと問います。

次も行きましょうか。

2問目としては、移動支援としてタクシー無料送迎についてお伺いいたします。

自治体によっては、高齢者や障がいのある方などで自宅から投票所までの移動が困難な方を対象に、タクシーの無料送迎などを行う制度があります。本町での制度導入についてどうか問います。

以上です。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

平村選挙管理委員会書記長。

**○選挙管理委員会書記長（平村展章）** 初めに、移動困難者のための移動投票所についてお答えいたします。

移動投票所とは、高齢者や障がいのある方、また公共交通空白地域や投票所の統廃合地域にお住まいの方など、投票所までの交通手段の確保が難しい有権者の投票機会を確保することを目的に巡回する移動式の期日前投票所のことで、中山間や過疎地域を中心に、幾

つかの選挙管理委員会において導入事例がございます。

議員御指摘のとおり、本町でも免許を返納された高齢者の方から、投票所が遠くなり行きづらくなったとの声が寄せられており、こうした御意見には真摯に耳を傾けていく必要があると考えています。

一方で、全体の投票率が低下傾向にある中でも、とりわけ課題となっているのは、若年層の選挙離れです。若年層の投票率向上には、移動投票所設置などの投票環境の改善策は必要であるものの、それだけでは投票率の底上げにはつながらないと認識をしており、若年層に政治への関心を高めていく、言わば関心の土壌を耕す取組を並行して進めることが重要であると考えています。そのため、本町では、町内中学生や伊予高生を対象とした主権者教育を継続することで、若年層の投票行動につなげていきたいと考えています。

このほか、移動投票所の設置には、二重投票を防止するためにリアルタイムで投票情報を共有するための人的体制やネットワークの構築が必要となることから、今後、安全性と効率性を兼ね備えたネットワーク等の構築方法を模索するとともに、地域の皆様の御意見を丁寧に向いながら、その必要性や有効性、実現可能性などを総合的に判断してまいりたいと考えています。

次に、タクシーによる投票所への無料送迎についてお答えします。

投票所までの移動困難者を対象とした移動支援について、幾つかの選挙管理委員会を導入されていることは承知しております。しかしながら、無料であることが逆に公平性や持続性の観点で課題となる場合があると考えているほか、既に導入済みの選挙管理委員会では、本制度の利用率が低く、所期の効果に至っていないとの声も耳にしており、制度設計には慎重な検討が必要と考えています。

いずれにいたしましても、移動困難な方への支援は必要であると認識しておりますので、町としても地域の皆様からの御意見を伺いながら、必要に応じて柔軟に対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 御答弁いただきまして。

私は、もう最終的には申し上げたかったのは、いわゆる若年層を含む形というよりも高齢者の、現実的に今行きたいんだけど行けないという方に対して、スポット的にでもそういう支援していく姿勢はないのか、制度はないのか、その一つとして無料タクシーの送迎ということを提案させていただきました。

トータル的に、この2つをやることによって、私は正直言いまして投票率が上がるとは思いません。さきに言いましたように、高齢者であったり障がい者であったり、投票したいんだけどいろいろな条件で行けないという方を少しでもピックアップして支援できる

体制をつくっていただきたいというふうな思いで質問させていただきました。

近い市町では、東温市、無料送迎支援をやってると聞いております。これも条件もそんなにほかの市町のように申請書を出せとかそういうふうな形ではなく、結構緩い対応をしているようです。だから、家族で全部乗っていくことも、介護者も乗っていくことも拒んでおりません。そういった形で、私それを考えるに、それはやっぱり投票率アップというよりも、そういう困難者の支援ということを主眼にしてやるならば、東温市のやり方が私は正解ではないかと思います。だから、そのあたりの先進的事例とまではいいませんが、近くにありますので、さっきおっしゃられたようにいろんな問題があろうかと思いますが、それに対して解決策を見いだしていただいて、ぜひとも推進していただけたらと思います。もし答弁がございましたら。

○議長（住田英次） 平村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平村展章） 御提案ありがとうございます。

今、議員のほうから御提示のありました東温市、確かに平成30年度の県知事選から移動支援制度を導入しておるということで、本町のほうでも承っております。東温市のほうの実際、市内のタクシー事業者全てと契約をして、実際投票に行かれる方が直接タクシー会社のほうに御連絡をして配車をしてもらい、投票が終わったそれで帰るというふうな制度内容と伺っております。

現状といたしましては、やはり有権者に対しての利用率が大体0.3%から0.5%ですので、議員のお話にもありましたとおり、投票率の向上そのものに直結するものではございませんが、投票機会の確保という点では一定の効果はあるのかなと思います。

そのあたり、本町におきましても、今後研究に当たっては本町にとって何が一番いいやり方なのか、また本定例会の補正予算に提出のデマンドタクシーなども実証実験するようになっております。また、この実証結果を踏まえまして、仮に来年度からデマンドタクシーをするよということになれば、選挙のときに限らずこの交通空白地帯のエリアの方にはこういったサービスも利用できるということになってまいりますので、町の今後提供可能なサービスとも合わせながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 今、平村課長からお話があったように、今回デマンドタクシーの実証実験というのが入ってございました。私としては、それといわゆる絡めてというか、実証実験の中でこういう無料送迎というものも加味してやっていただけたらなというのは考えておりました。ぜひとも前向きに御検討いただけたらと思います。

もう一点は、若者の投票率云々について御返答がありましたが、これは先ほど言いましたように、私はいわゆる基本的には投票率じゃなくて、基本的には私は、高齢者、移動困

難者の対策を中心に今回提案させていただきました。若者については、私はこれは質問の中で提示はしておりませんが、やはり選挙というのと若者のいわゆるボランティア的な行動と、それを絡み合わせた、ちょっといわゆるイベント的な要素を含めた形で若者の参加を促す方法もあるんじゃないかと思いますが、それは具体的に私は提案をできる段階ではありません。そういった考え方で、若者がボランティアを兼ねて政治参加するという方向での検討もまたもう一つ頭に入れていただいたらというふうに思います。

これがいい例かどうかは別として、伊予市では子どもと一緒に投票に参加したらお菓子か何か分からないんだけど、もらえるとかなというふうなことで、子どもが選挙に行こうよみたいな形で、そういう動機づけになってるということも聞いてはおります。そのやり方が私はお菓子で子どもをつってどうこうさせるというのは、ちょっと私としてはあまり賛成はしないんですが、そうじゃなくてそういうイベント的なものにするというのは一つの案ではないかと思いますので、付け加えておきます。

それでは次に、カーボンニュートラルについて質問させていただきます。

ブルーカーボンの取組と松前町の潜在能力はということで、ブルーカーボンとは、海洋生態系、特に海草藻場、マングローブなどの吸収、貯留する炭素のことです。瀬戸内海は、これらの生態系が豊かです。効率的な炭素吸収源となり得ると考えます。

ブルーカーボンの可能性は、温暖化対策、大気中の二酸化炭素を吸収、貯留することで、地球温暖化の緩和、また生態系保全という点において、海草藻場や干潟は多様な生物の生息地となり、豊かな生態系を育む。ブルーカーボン生態系の保全は、生物多様性の保全につながる。また、水質浄化ということで、海草などは水中の栄養塩を吸収して水質を浄化する機能があります。また、防災機能としては、海草藻場や干潟は高波や高潮のエネルギーを緩和して、沿岸地域の防災に役立つということが言えます。地域経済の活性化ということについては、ブルーカーボン生態系を活用した観光や漁業の振興、新たな産業の創出などが期待できると思います。

松山から伊予市にかけての沿岸部は、ブルーカーボンの潜在能力が高く、地域社会の持続可能な発展に貢献する可能性を秘めていると思います。松前港周辺においても、伊予灘に面しており、比較的穏やかな内港環境であり、ブルーカーボンの潜在能力と可能性を有していると考えます。

松前港周辺のブルーカーボンの潜在能力としては、海草藻場の存在、松前港周辺の浅瀬や湾奥部にはアマモなどの海草藻場が存在する可能性があります。これらの藻場は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、バイオマスとして貯留する重要な役割を果たします。また、魚介類の産卵、育成の場としても機能し、地域の漁業を支える基盤となります。小規模な干潟の可能性、河川の流入する場所や湾の奥まった場所には、小規模な干潟が形成されている可能性があります。干潟は、有機物を堆積させることで炭素を貯留する機能を保

つほか、多様な底生生物が生息し、渡り鳥の餌場となるなど、生態系において重要な役割を果たします。

松前港周辺のブルーカーボンの潜在能力を最大限に引き出すための取組については、現状の調査、貯留量の評価、保全再生計画の策定、地域連携と意識啓発、モニタリング体制の構築と、様々な取組が必要となります。地理的特性を鑑みて、松前町の持続可能なカーボンニュートラルは、ブルーカーボンではないかと考えます。県、あるいは近隣行政及び産官学連携として取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） カーボンニュートラルについてお答えします。

近年、地球温暖化対策として、カーボンニュートラルの実現が国を挙げて推進されており、地域においてもその取組が求められているところです。

ブルーカーボンとは、海に生息する海草や藻類、干潟、マングローブ林などの海洋、沿岸の生態系が吸収、貯留する炭素のことを示します。これらの生態系は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、その炭素をバイオマスや堆積物の中に閉じ込める自然の炭素貯蔵庫として機能します。

近年、この機能に注目が集まり、ブルーカーボンは、森林などのグリーンカーボンと並ぶカーボンニュートラル実現に向けた自然由来の解決策の一つとされています。

そのような中、ブルーカーボンは、海洋生態系が吸収、貯留する炭素の働きに注目したものであり、本町のように海に面した地域にとっては非常に有望なアプローチの一つであると認識しております。

議員から御紹介のあったように、松前港周辺は伊予灘に面した穏やかな内湾環境であり、海草藻場や干潟など、ブルーカーボン生態系のポテンシャルが存在すると考えられます。特に、アマモなどの海草や、河川の流入による干潟の形成が見込まれるエリアもあり、生態系の保全や水質浄化、防災機能、そして漁業振興といった多面的な効果が期待されます。

他市町の具体的な事例として、福岡県宗像市では、漁業者と中学生が協力してアカモクの種苗を海中に設置する活動を行い、ブルーカーボンの創出と地域の環境教育を推進しているほか、神奈川県平塚市では、漁業協同組合と連携し、アカモクやワカメなどの海藻を育成する実証実験を実施し、ブルーカーボンの活用による地球温暖化対策を進めています。

このような先進事例を参考にしながら、松前町としてもブルーカーボンの取組が実現できるかを検討する価値があると考えております。

その上で、現状の生態系の調査や炭素貯留量の把握、保全、再生のための方針策定とい

った科学的な基盤が不可欠であり、その実現には町単独では限界があるため、県や近隣市町との連携はもちろん、大学や研究機関、企業などとの産官学連携を通じて、持続可能な地域づくりの一環として取り組んでいくことが重要です。

ブルーカーボンは、カーボンニュートラルと地域活性化の両立を図る上で、松前町らしい可能性を秘めた分野です。今後、その実現に向けて、まずは情報収集や関連機関との意見交換から着実に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

先行事例もちゃんと把握されて、ここに記述していただきました。私が申し上げたいことについては、ほとんど網羅されておりますので、再質問はございませんが、一つ言えるのは、私はこの取組は、最後のほうでおっしゃられてますように、町単独でやるようなものではないと。取り組んだからといってこんな成果が出ましたよという性格のものでもございません。

しかし、取り組む意味があると私は思いますので、今も返答がありましたように、可能性をやはりしっかり調査の上で、そしてそれをいわゆる松前町らしいSDGsの取組の一つとして、グリーンカーボンでは松前町は山はありませんので、はっきり言いましてこういう大きな形としてはやっぱりブルーカーボン、これに注力していただきたいと思います。

返答の中にありましたが、これは海藻が云々とかというだけではなく、自然とのつながり、そういったものをこういう事業と教育現場とが一緒になって、先ほど教育にもありましたが、そういったものを松前の自然環境、置かれた状況と自然環境を学びながら、松前町の将来とかそういったものも、いわゆる小学生とか学生とかが認知してもらって、そして郷土としての意識の深みを実現していく方法としても、教育の面でも必要ではないかと思います。

もう一つは、産業面ではやはり漁業、松前町の漁業の振興ということについても頭に置いていただいて、この取組を漁協とも協力する必要はあろうかと思いますが、ぜひとも調査の上で何とか形にしていて、松前町のSDGsの柱にしていっていただきたらと思います。

私の質問は以上であります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

2 番池内邦仁議員。

○2 番（池内邦仁議員） 議席番号2 番、池内邦仁です。議長に発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

まずは、空家問題の深耕について伺いたいします。

3 月の定例会で空家問題の深耕について回答いただきました。2 月6 日に4 つの団体と空家の管理不全防止に向けた普及啓発や除却、利活用を目的に事業協定を締結し、早速この4 月26 日に、自宅を空き家にしないために～住まいのエンディングノート～と題して、北伊予においてセミナーが開催されたことが、広報まさき6 月号に掲載されていました。このスピード感は大変すばらしく、有意義なことであり、まさに担当職員の方の御尽力のたまものであると考えています。セミナーは、今後松前地区、岡田地区でも開催予定と記載されていたので、楽しみにしております。

いずれにしても、先ほど町長もおっしゃられておりましたように、本年度は7 年ぶりとなる空家実態調査を実施し、本町のニーズに応じた空家対策を連携協定を締結した団体とも協力しながら取り組むとあり、今後の活動の指針にしたいとの回答でしたので、以下の点につきましてお答えいただきたいと思います。

まず1 点目は、今回、北伊予地区におけるセミナーは、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会愛媛県松前支部の主催で行われましたが、今後の各セミナーも連携団体主催とするのか。

2 点目は、今回の北伊予地区でのセミナー開催における収穫にはどのようなものがあったのか。また、今後継続し行われるセミナーにおいて、この収穫をどのように反映させていくのか。

3 点目は、今後も引き続きセミナーの開催は継続されるのか。松前地区、岡田地区で開催された後の計画があるのか。また、その場合、町民へのセミナー開催の情報はどのような方法で周知するのか。

最後、4 点目は3 点目にも関連しますが、セミナーの参加募集から開催報告、考察、実際の相談報告、実例などを、今回新しくなった町のホームページに空家対策の項目を設け掲載してみてもどうかという点についてです。

以上4 点、よろしく御回答願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼いたします。

空家問題の深耕についてお答えいたします。

空家問題とは、適切な管理が行われていない空家が地域の生活に大きな影響を及ぼすこ

とであり、本町では、令和7年3月定例会でもお答えしましたとおり、空家の管理不全防止に向けた普及啓発や除却、発生抑制、利活用などを推進するため、連携団体と協力しながら対策を進めております。

それでは、まず1つ目の、今後のセミナー等の実施主体についてですが、今回開催された住まいの終活セミナーでは、町と協定を締結した団体の一つである一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会愛媛県松前支部が主催し、町が協力という形で連携して実施いたしました。

今後についても、空家問題への専門性やネットワークを有する各連携団体が主催し、町が協力をする形を基本としながら実施してまいります。

2つ目の、今回のセミナーの収穫と今後への反映についてですが、今回のセミナーでは、住まいの終活への関心が高まったこと、住民が自宅を将来空家にしないために何をすべきかを主体的に考えるきっかけとなったこと、空家になりそうな空家の状況把握ができたこと、法律、建築及び住宅設備の専門家とのマッチングが行われたことなどが収穫として上げられます。

今後のセミナーでは、住民の反応や課題意識を踏まえ、相続、リフォームや解体、空家の福祉活用といった具体的テーマを取り扱うことで、より実践的な参加型の内容に発展させたいと考えております。

3つ目の、今後の開催計画と周知方法についてですが、セミナーは今年度4月に開催した北伊予地区に引き続き、7月に松前地区、12月に岡田地区での開催を予定しております。また、10月には、まさき文化祭において空家相談会の開催を予定しております。

その周知方法については、広報まさきへの掲載や町ホームページお知らせ欄への掲載、LINE公式アカウントでの告知のほか、自治会とも連携し、より多くの町民の皆様が届くよう工夫をいたします。

最後に4つ目の、ホームページへの情報掲載についてですが、町と協定を結んだ一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会愛媛県松前支部が行っている活動内容を広く周知する目的で、同団体と協力して作成した記事を、町のホームページで紹介したいと考えます。内容は、議員御提案のとおり、セミナーの開催情報、講演資料やダイジェスト動画の掲載により、参加できなかった方にも内容が届くよう工夫をし、行政と連携団体の協働による課題解決を目指してまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） ありがとうございました。

まず1点目について、今後も各セミナーは連携団体主催とすると。町としては、協力して行うということですが、今回7年ぶりに空家の調査をしたときに、松前町にどうい

うことが必要なのかということが示されるんだらうと思うんですけども、それをこういう方向で進めてほしいというような方向づけ、そういう方向づけは町のほうから行うんでしょうか、お答え願います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの御質問に回答させていただきます。

まさに議員が御指摘いただいたように、今年、空家の物件調査を、件数調査を行うんですけども、一旦もう町で行うのは把握までになりますので、せっかく協定も締結していることですし、実際に空家の状況把握したデータを基に、今後の方向性というのは行政だけではなくて一旦は連携をさせていただいた専門家の皆さんとも協働で考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） ありがとうございました。

専門的なことになりますので、協力というよりも、ある程度は主体を、こういう方向でやりたいんだというようなことを持ってやっていただく、そういう意識だけでも持っていて、協働で頑張っていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に行きます。

2つ目は、ふるさと納税についてです。

令和7年度の目標額が7,000万円、そこから毎年1,000万円ずつ増やし、令和10年度には1億円を目指すとあります。このめどは立っているのでしょうか。返礼品のブラッシュアップや新規返礼品の開拓をして達成するとしていますが、そのための取組はどのようなことを考えておられるのか。

また、それよりも私が一番気になるのは、先日も報道されていましたが、偽装など返礼品の不適切な対応についてです。このようなことがあれば、松前町のイメージダウンにつながると考えます。返礼品のブラッシュアップ、新規開拓も大事ですが、何より納税していただいた皆さんに誠実に返礼していくことが大事だと考えます。返礼品納入までの流れをチェックできる、そういう体制も含めてどのような体制を取っていくのか、お答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

中村財政課長。

○財政課長（中村明博） ふるさと納税についてお答えします。

本町のふるさと納税につきましては、令和6年度の寄附額が約6,300万円に達し、愛媛県内でもトップクラスの伸び率を記録いたしました。これは、事業者の皆様の御協力はもとより、町内外からの松前町を応援したいという温かいお気持ちのたまものであり、心より感謝申し上げます。

まず、寄附額の目標についてですが、令和10年度の年間寄附額1億円の達成を目標として掲げており、令和7年度は7,000万円、以降、年間1,000万円ずつ増加を目指しています。この目標は、現時点で確定的なめどが立っているものではなく、挑戦的でありながら実現可能な成長カーブとして、町と事業者が一丸となって前向きに取り組んでいく数値目標であります。

もちろん、やる前からできるのかと問われても答えが出るものではありません。大切なのは、未来に向けて地道な努力を積み重ねることであり、町としても商品力の強化を進めるとともに、PR戦略の見直しや認知度向上施策など、可能な限りの手立てを講じてまいります。

次に、偽装問題などへの対応についてですが、一部自治体で発生した産地偽装等の問題につきましても、返礼品の信頼を損ない、制度の意義にも影を落としかねない極めて重大な事案であると認識しております。

本町では、こうした問題が起こらないよう、返礼品提供事業者との事前協議と商品登録審査を行い、寄附ポータルサイトでの情報公開を徹底しています。また、原材料や加工地の記載を明確化し、新規返礼品登録時には法令遵守確認を導入するとともに、必要に応じた現地調査やヒアリングを実施することで、体制整備と注意喚起を徹底しております。

今後も、制度全体の社会的信頼が揺らぐことのないよう、信頼第一の姿勢を貫きながら、魅力あふれる返礼品の開発と並行して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 大変すばらしい回答をありがとうございます。

数値目標に向かって頑張っていただきたいと。当然、返礼品においては世間を騒がすことがないように行ってほしいというふうに思います。

では、次の質問に行きます。

最後は、笑顔で暮らせる健康づくりについてです。

町がうたう、笑顔で暮らせる健康づくりの項目に、福祉事業における連携や事務の効率化を図るため、総合福祉施設である福祉センターについて、引き続き社会福祉協議会を指定管理者として運営管理を行うとともに、社会福祉協議会に対する運営補助を行い、官民が連携、協力することで地域福祉の増進を図るとあります。

令和6年度も同様の対応を取っていたようですが、松前町社会福祉協議会だよりの6月号には、2024年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引下げとなるなど、訪問介護事業を実施している多くの社協にとっては大変厳しいものになったとありました。今回、令和7年度の協議会への運営補助は、これらを受け増額となっていたのか。

また、社協においては、この10月にデイサービス並びに喫茶みどりを終了すると伺いま

した。今年度は、昨年に実施されたアンケートを基に地域福祉計画を策定されるとありますが、このような実情も十分考慮し、また町民の意見も反映した新たなサービスを何か計画しているのか、併せてそれに伴う補助なども考えているのか、福祉事業の観点からお答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 笑顔で暮らせる健康づくりについてお答えします。

本町が掲げる、笑顔で暮らせる健康づくりの実現に向けては、医療・介護・福祉・地域活動など、様々な分野が連携していくことが必要であり、特に地域福祉を担う社会福祉協議会の役割は、今後ますます重要になると考えております。

まず、社会福祉協議会への令和7年度の運営補助の内容と増減についてお答えします。

令和7年度も引き続き、法人運営における総務管理部門や地域福祉担当部門の人件費の一部、ボランティアセンターの運営や地域の高齢者サロンを支援する活動に対して運営補助を行っております。また、補助とは別に町の事業として、総合福祉センターの指定管理業務、児童館の管理運営業務、独居高齢者等を見守る独居高齢者福祉ネットワーク事業、障がい者に対する総合的な相談支援を行う相談支援事業などを委託しています。

令和6年度と比べた場合、補助金と委託料の総額では約15%の増額を見込んでおりますが、これは人件費の増加や事業運営コストの上昇等を踏まえたものであり、社会福祉協議会の安定的な事業運営を確保するために必要であると考えております。

次に、今年度新たに策定される地域福祉計画では、町民の意見を反映した新たなサービスを計画しているのか等についてお答えします。

地域福祉計画は、本町における地域福祉の理念と基本的な方向性を定めるものです。計画の策定に当たっては、令和6年度に実施した町民等へのアンケートや住民座談会でいただいた御意見、今年度に松前町地域福祉計画策定委員からいただく御意見を十分に踏まえ、町民の皆様の声をしっかりと反映させてまいります。

今後、地域課題に即した新たなサービスの必要性が明確になった場合には、社会福祉協議会と連携を図り、実効性ある支援の在り方について検討し、必要に応じて運営補助や事業委託を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） ありがとうございました。

令和7年度の協議会の運営補助15%増ということだったんですけども、昨今の物価上昇とか人件費の上昇、これ15%で本当に大丈夫なんですか。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） 失礼いたします。

トータルで約15%ということで御説明をさせていただいたんですけれども、もう少し具体的に内容を御説明させていただいたと思います。

社会福祉協議会の事業費補助金としましては、前年度と比較いたしまして予算ベースで28.4%増とさせていただいております。それから、福祉センターの管理委託料については6.3%増、独居高齢者福祉ネットワーク事業委託料につきましては24.5%増というような形で、それぞれの事業内容に応じてきちんと増額の確保はさせていただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 各事業に合わせて補助をいただいているということで安心はしましたけれども、デイサービス、喫茶みどりがなくなるということで、さっき私もお昼に喫茶みどりで食べてきたんですけど、そこに今日来られてきた方が、みどりがあったら助かるんよと、もうこの辺ほかに御飯食べるとこないしなと、エミフルに行ったら大変やしなというような話もありましたので、そういったところも事業継続できるような方法で、事業継続というか、そこに喫茶があるというようなことができるような形で考えていただけたらというふうに考えます。

これで私の質問は終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

3番池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 議席番号3番、池田幸子です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、6月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃より、児童生徒の健全な学校生活のために御尽力いただいていることには大変感謝をしております。そのための校則について、文部科学省が提示している内容に基づいて質問いたします。

まず初めに、校則の運用と見直しについてお尋ねします。

文部科学省によると、校則の内容については、ふだんから学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開しておくことや、それぞれの決まりの意義を理解し、児童生徒が主体的に校則を遵守するようになるためにも、制定した背景についても示しておくことが適切であると示されています。

校則の学校ホームページ掲載について、町内の実施状況をお聞かせください。

先日、町民の方々から、中学校の校則が厳し過ぎるのではないかとといった相談を受け、また児童生徒の声を聞き入れてもらえていないという保護者の声を聞きました。そこで、

文部科学省が提示している校則の内容と運用に基づいて、本町の実態についてお尋ねいたします。

現在の校則の内容について、児童生徒や保護者の声を取り入れられているものとなっているか、時代の進展に沿っているか、児童生徒の内省を促し、主体が児童生徒にあることを実感できる等、教育的効果を持つものとなっているか、お聞かせください。

文部科学省も提示しているように、本来、校則とは児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長、発達していくために設けられているものであります。町内の方から聞いたお話の中に、町内の中学生が身だしなみ検査の前日、部活帰りに髪を切りにきたけれど、検査当日に僅かな長さで引っかかってしまい、連日来店するケースがあるということでした。部活や習い事で遅くなり、夕食も取れていないようで、また眠ってしまっていた様子からも、厳し過ぎるのではないかという心配の声がありました。

よりよく成長、発達していくための校則が、それらを厳守させることで健やかな日常に影響を与えては本末転倒ではないかと懸念しています。それらの話を踏まえ、文部科学省が提示している内容を基に、運用についてお尋ねします。

児童生徒が、設けられた決まりの内容や背景など必要性を理解でき、主体的、自律的に守れるような指導方法であるか、また校則に反する行為があった場合に、児童生徒の個別の事情や状況を把握しながらどのような対応を行うのか、その基準と併せて周知しているか、指導の在り方について指導者間での共通理解は図られているか、お聞かせください。

校則の見直しについては、文部科学省によると学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないとあります。

校則の内容の見直しは、毎年度の生徒会や保護者会といった機会において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、校則を策定したり見直したりする必要がある場合にどのような手続を踏むべきか、その過程についても示しておくことが望ましいと考えられています。

そこで、本町の実態についてお尋ねします。

積極的な見直しが行われているか、児童生徒や保護者が参加できているか、見直しの頻度、プロセス、内容の検討方法や基準についてお聞かせください。

次に、中学校の学生服についてお尋ねいたします。

文部科学省による性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてとする通知により、近年、全国的に学ランを廃止し、性差の少ない制服としてブレザーを導入する学校が増えています。ブレザーを選択肢として導入した事例についての目的を調査したところ、性差にとらわれない多様性への対応といった観

点が多く、そのほかにも季節の変化や体調を考慮して体温調節できるような、より気候に対応した制服の選択、幅広い選択肢の中から生徒自身が主体的に選択して制服を着用できるようにする、より機能性、耐久性等に優れた制服を選択できるようにするといった内容が見られました。

これらを踏まえ、本町の意向をお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 校則の現状と見直しについてお答えします。

初めに、校則の学校ホームページへの掲載についてお答えします。

校則の学校ホームページ掲載については、中学校で1校実施しており、残りの5校は実施していません。周知については、入学説明会や年度初めの集会などでの説明や教室への掲示など、学校ごとに機会を捉えて行い、内容を確認できるようにしています。

ホームページへの掲載については検討していくよう、各校に伝えてまいります。

次に、校則の内容についてお答えします。

校則の内容は、学業時刻や児童会、生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装や頭髮、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれています。文部科学省の生徒指導提要では、校則は各学校が教育目標を実現する過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて校長が定めるとされ、本町においても各学校の状況に応じたものとなっており、町内で統一しているものではありません。

議員御指摘の、校則の内容が児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況や時代の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかについては、学校によって対応の違いはありますが、アンケート調査の実施、児童会、生徒会での意見集約、PTA役員会などでの意見の聴取を行い、生徒や保護者も参加する校則検討委員会を開催し、地域の状況や時代の進展に沿ったものになるよう見直しを進めています。

次に、校則の運用についてお答えします。

校則の運用については、年度初めの職員会等において全教職員で共通理解を図るとともに、指導内容や方法について、毎月開催している生徒指導部会等で確認をしながら行っています。

校則に違反した場合の指導に当たっては、違反した児童生徒と個別に話し合い、行為を正すための指導にとどまることなく、違反に至った背景や個別の事情を把握し、児童生徒が校則の目的や背景、理由を理解し、自主的に守ることができるような指導や支援をしています。

しかし、実際の指導においては、価値観の多様化等のため、児童生徒やその保護者に十分な理解を得られないこともあり、繰り返し指導や説明を継続するなど、対応に時間を要

している事例もあります。

次に、校則の見直しの実態についてお答えします。

校則の見直しについては、先ほど申し上げたとおり、児童生徒や保護者の意見を聴取し、校則検討委員会を開催するなど、地域の状況や時代の進展などに対応できるよう進めています。今後も、この体制を継続し、児童生徒が校則に対する理解を深め、主体性を培う機会としていきたいと思います。

続いて、中学校の学校制服についてお答えします。

現在、町内の中学校においては、気候や行事に応じて体操服での登下校や授業等の活動を認めるなど、これまでの制服の考え方をやや弾力的にした標準服としての対応をしています。

近年、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応が求められており、町内中学校2校において女子生徒のスラックスを採用し、スカートとの選択ができるようにしています。1校についても、必要に応じ検討をしていく状況です。

ブレザーの採用も含め、標準服の在り方については、生徒、保護者等の意見や社会の状況等を踏まえ、検討を進めていく必要があると考えています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

きちんと児童生徒や保護者が参加できる形になっていることにとても安心いたしました。

ちょっと聞き逃したかもしれないんですけども、アンケート調査の実施であったりとか、生徒や保護者も参加する校則検討委員会というものがどれくらいの頻度で行われているか、すみません、聞き逃していたらもう一度御説明いただけたらと思います。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 先ほど答弁いたしましたように、各学校によって実施の方法は様々ではあると思います。校則検討委員会につきましても、私も中学校の経験はありますけれども、中学校あたりでは生徒会の総会が学期に1回程度行われますけれども、その際に校則についてのアンケート、また意見を聴取して、必要に応じて、多くの意見であれば保護者等の意見も交えて、聞いた上で校則検討委員会を実施すると。定期的にやっているところと、そういう必要に応じてやっているところと、学校による差はあるとは思いますが。

以上でございます。

（3番池田幸子議員「分かりました」の声あり）

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 失礼いたしました。よく分かりました。

今回、お話を伺った保護者の方なんですけど、恐らくどういうプロセスで校則について検討したいって思ったときに意見を届けることができるかっていうことを御存じないのかなという印象がありましたので、ぜひ児童生徒の声も吸い上げやすい、そして保護者の声もきちんと届けやすいような環境も整えていただけたらと思っております。

ホームページ等に掲載の御検討もそうなんですけど、すぐに確認が取れたり、すぐにアクセスできる状況であると、もっと身近に考えられるし、もっと主体的に関われるかなと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 池田幸子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時2分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 城 村 ト キ 子



6月23日（第3号）

## 令和7年第2回松前町議会定例会会議録

令和7年6月23日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 田 中 浩 介 |
| 副 町 長           | 徳 居 芳 之 |
| 教 育 長           | 足 立 一 志 |
| 総 務 部 長         | 大 川 康 久 |
| 保健福祉部長          | 金 子 貴 徳 |
| 産業建設部長          | 山 田 善 仁 |
| 出 納 局 長         | 仙 波 晴 樹 |
| 教育委員会<br>事務局 局長 | 住 田 民 章 |
| 総 務 課 長         | 平 村 展 章 |
| 財 政 課 長         | 中 村 明 博 |
| 税 務 課 長         | 塩 梅 敬 介 |
| 危機管理課長          | 金 子 裕 之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 楠田 洋子  |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 大塚 英輔  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 会計課技監   | 永井 仁   |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 柏原 正   |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 田中 志延 |
| 議会事務局<br>書記 | 坂本 礼子 |

令和7年第2回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 3

|        |                                                  |          |       |
|--------|--------------------------------------------------|----------|-------|
|        | 令和7年6月23日（月）                                     | 午前10時30分 | 開議    |
| 日程第1   | 会議録署名議員の指名                                       |          |       |
| 日程第2   | 議案第38号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例           |          |       |
| 上程     | 委員長報告（総務産業建設）                                    | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第3   | 議案第39号 松前町税条例の一部を改正する条例                          |          |       |
| 上程     | 委員長報告（総務産業建設）                                    | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第4   | 議案第40号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                    |          |       |
| 上程     | 委員長報告（総務産業建設）                                    | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第5   | 議案第41号 R7雨対第2号－1塩屋排水機整備工事請負契約の締結について             |          |       |
| 上程     | 委員長報告（総務産業建設）                                    | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第6   | 議案第42号 R6－8雨対第1号－1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結について    |          |       |
| 上程     | 委員長報告（総務産業建設）                                    | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第7   | 議案第43号 動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）                   |          |       |
| 上程     | 委員長報告（文教厚生）                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第8   | 議案第44号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第1号）                     |          |       |
| 上程     | 委員長報告（予算決算）                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第9   | 議案第45号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）               |          |       |
| 上程     | 委員長報告（予算決算）                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第10  | 議案第46号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）              |          |       |
| 上程     | 委員長報告（予算決算）                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第11  | 議案第47号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）                 |          |       |
| 上程     | 委員長報告（予算決算）                                      | 質疑       | 討論 採決 |
| 追加日程第1 | 議案第48号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |          |       |
| 上程     | 提案理由説明                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 追加日程第2 | 議案第49号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第2号）                     |          |       |
| 上程     | 提案理由説明                                           | 質疑       | 討論 採決 |

日程第12 議員派遣の件  
閉 議  
町長挨拶  
閉 会

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

10番影岡俊範議員、11番稲田輝宏議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第2 議案第38号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第38号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第38号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第38号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、部分休業制度を拡充するとともに、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第39号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第3、議案第39号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第39号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第39号は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第40号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第4、議案第40号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る6月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第40号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第40号は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において、税率の増減がある場合は繰越しなどの対応ではなく、必ず条例改正をすることになるのかとの質疑があり、毎年税率の改正を行う必要はないが、県から示された国民健康保険事業費納付金と国民健康保険特別会計の収支を見て、税の負担の公平性の観点から今回は税率の見直しを行ったもので、税率改正に当たっては条例改正が必要であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告により可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第41号 R7雨対第2号－1塩屋排水機整備工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第41号R7雨対第2号－1塩屋排水機整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第41号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第41号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

審査において、失格となる業者は4項目のうち1項目だけが少し金額が低いただけだったが、それでも失格となるのかとの質疑があり、本町では5,000万円以上の工事は低入札価格調査制度を用いており、基準以下の金額となった工事に対して調査を行っている。制度において金額に関する失格の判定基準があり、それに対して1円でも下回れば失格となるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第42号 R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更
請負契約の締結について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 日程第6、議案第42号R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る6月10日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第42号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

審査において、設計に高額のコストを払っているのに矢板の影響について判断できていなかったのか、また今後の対応のことを考えると設計業者はできるだけ町内や県内の業者がいいのではないかと質疑があり、矢板の影響については現場で施工している段階で地盤の状況を踏まえての判断であった。また、業者については、町内、中予内、四国内など内容により範囲を設定しているとの答弁がありました。

次に、工事内容の変更について、工事で使用される用語は専門的なもので、分かりやすい言葉を用いた説明でないと内容の審査に当たって誤解を招くおそれがある。最初の段階から分かりやすい表現を用いた説明が必要ではないか。また、議案としての提出時期は今議会ではあるが、このような大規模な工事において状況に変更が生じた場合は、随時説明すべきではないかと質疑があり、今後は適切な時期に分かりやすく伝えるよう心がけたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第7 議案第43号 動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第7、議案第43号動産の買入れについて（GIGAスクール用端末）を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月10日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第43号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

審査において、予備機の積算根拠について質疑があり、GIGAスクール事業の第1期では児童生徒数の約12%に当たる315台の予備機で対応したが、令和3年度からの3年間でほとんどが故障や破損し、令和6年度は保険に加入して対応した。この状況を踏まえ、第2期は県の補助金上限の15%を最大限活用し、370台の予備機を整備することとしたとの答弁がありました。

次に、端末の故障や破損、紛失等の理由は様々に考えられるが、町は原因を把握し、今後の対策をどのように考えているのかとの質疑があり、故障や破損等の状況については学校と情報を共有し、児童生徒の使用方法についても学校と連携しながら指導していきたいとの答弁がありました。

次に、予備機での対応と保険での対応の関係はどのようになっていたのかとの質疑があり、第1期の導入当初は、児童生徒に重大な過失があった場合や紛失などは保護者の方に

負担していただいていたが、あまりに故障や破損の件数が多かったため、令和6年度は児童生徒の過失による端末を破損した場合でも、町で対応できるよう保険に加入した。第2期についても、同様に基本的には町の負担で対応していく考えであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案43号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで理事者が交代しますので、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第8 議案第44号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第45号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第46号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第11 議案第47号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第8、議案第44号令和7年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第9、議案第45号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第10、議案第46号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第11、議案第47号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号の4件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る6月10日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第44号から議案第47号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第44号令和7年度松前町一般会計補正予算第1号は、4億1,742万7,000円を追加し、総額を149億2,560万8,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、地域公共交通活性化について、継続事業となっているが、いつから実施しているのか、補正前の事業費は何かとの質疑があり、令和4年度から計画を策定し、地域公共交通の活性化を進めている中で、今回はデマンドタクシーの実証事業を実施するための予算を計上しているため、継続事業としている。当初予算は伊予鉄道への電車車両購入に対する補助金であるとの答弁がありました。

また、実証実験を行った後のデータの活用や利用者が少ない場合の考え方についての質疑があり、利用者の世代や利用時間、交通経路、金額の妥当性などを分析し、全体として利用が少なかった場合においても地域ごとの利用状況などを踏まえて判断したいと考えているとの答弁がありました。

利用料金の根拠やキャンセル料についての質疑に対しては、近隣市町の状況としては、本町と同等のところもあるし、低い設定となっているところもあるが、事業者の希望により設定している。実証事業の段階ではキャンセル料は考えていないが、本格運用のときには検討したいとの答弁がありました。

次に、感震ブレーカー設置に対する補助金について、予算を超える申請があった場合はどうするのか、また単年度事業なのかとの質疑があり、予算を超えた場合は財政状況を踏まえての判断となるが、可能な限り対応できるようにしたい。来年度以降は県の補助金の状況にもよるが、必要に応じて町の一般財源での実施も検討したいとの答弁がありました。

また、設置方法によっては高額のものがあると思うが、補助の上限額1万5,000円の考え方はどうなのかとの質疑があり、上限は標準的な方法なら対応可能であり、県の補助金との関連性もあるため1万5,000円と考えているとの答弁がありました。

次に、消防詰所建設について、統合することを決定してから年数が経過しているが、完

了するのはいつ頃になるのかとの質疑があり、残っている場所についても土地の選定等を進めており、令和10年度の完成を目指しているとの答弁がありました。

次に、上高柳集会所の補助金が不採択になった理由と地域への説明についての質疑があり、不採択となった時点で地域に説明している。採択の判断は自治総合センターが行うものであるため明確な理由は分からないが、本町では過去に塩屋や南黒田が採択されているため、過去に実績がないところが優先されるということも予想されるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、ひめの凜生産拡大支援について、種子生産に係る農業用機械の整備を支援し、ひめの凜の生産体制の強化を図ることを目的としているが、種子用コンバインは特別なものが必要なのか。また、整備に係る補助率は県・町でどのようなになっているのかとの質疑があり、種子用コンバインは通常使用しているものと分けたほうがよく、補助率は県3分の1、町6分の1、自己負担2分の1であるとの答弁がありました。ほかにも、ひめの凜の町内での種子生産割合について質疑があり、令和7年より町内で初めて1組合がひめの凜の種子生産を開始する。目標は令和9年産ひめの凜種子生産面積を9ヘクタールとしているとの答弁がありました。

次に、松前駅周辺地区都市再生整備は松前駅から義農公園までを含めたウォークアブルなまちづくりを推進するための事業と説明があったが、具体的には歩道などの整備が行われるのかとの質疑あり、歩いて過ごせるまちを想定している。歩道については県道部分が狭く、マンション等があるが、県には状況を考慮して設計を進めてもらうよう要望していくとの答弁がありました。

また、事業完了時期についての質疑もあり、駅前広場整備に係る事業については、令和8年度末までに完了する。その他の県道などの整備については順次進めていくとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、地域創生ソフト事業交付金の歳入は中央公民館及び3つの地区公民館でのソフト事業の経費等に充てるようだが、交付金は以前からあったものか。また、交付金の情報収集についてはどのように行っているのかとの質疑があり、地域創生ソフト事業交付金は以前からあった交付金であり、交付金の情報収集については常時、各課で行っているが、庁内で情報共有しながら交付金の活用に努めたいとの答弁がありました。

次に、eスポーツ大会の優勝者に賞金はあるのかとの質疑があり、賞品等は検討しているが、具体的な内容についてはまだ決まっていないとの答弁がありました。また、eスポーツには高齢者も対象とするのかとの質疑があり、今年度、地区公民館にeスポーツ機器の設置を計画しており、集いの場である公民館に設置することで若者と交流しながら高齢者も参加できるよう事業を進めたい。今後は、eスポーツの大会で高齢者の部門も検討し

ていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第45号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は309万2,000円を減額するもので、これは人事異動に伴う人件費の補正及び退職手当負担金の精算に係るものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第46号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、148万9,000円を追加するもので、これは人事異動に伴う人件費の補正及び退職手当負担金の精算に係るものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第47号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定を1,144万5,000円追加し、介護サービス事業勘定を13万4,000円追加するもので、これは人事異動に伴う人件費の補正及び退職手当負担金の精算に係るものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第44号から議案第47号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第44号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第45号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第46号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第47号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

ただいま田中浩介町長から、議案第48号及び議案第49号の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号及び議案第49号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 議案第48号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 追加日程第1、議案第48号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 追加議案書の3ページをお開きください。

議案第48号について提案理由を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、平村選挙管理委員会書記長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 平村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平村展章） それでは、議案第48号につきまして補足して御説明いたします。

追加議案書の3ページをお開きください。

松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

本条例は、参議院議員通常選挙が執行される年の定例改正として、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、投票管理者等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うものです。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

本改正は、物価の変動等を考慮した選挙等の円滑な執行を図ることを目的に国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改定されたことに伴い、投開票事務に従事するお示しの職区分に応じて現行の報酬額に1,200円から1,700円を増額する内容となっております。

議案書4ページをお開きください。

本条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第48号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案どおり可決されました。

~~~~~

追加日程第2 議案第49号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 追加日程第2、議案第49号令和7年度松前町一般会計補正予算第2

号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 予算の追加議案書の3ページをお開きください。

議案第49号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和7年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507万3,000円を追加し、総額を149億4,068万1,000円とするものです。

内容につきましては、平村選挙管理委員会書記長と大塚産業課長に説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 平村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平村展章） それでは、議案第49号のうち選挙管理委員会所管の補正予算について補足して御説明いたします。

初めに、歳出予算から御説明いたします。

予算の議案書の17ページをお開きください。

17ページの一番上の段を御覧ください。

2款4項3目参議院議員選挙費、1節報酬、非常勤特別職報酬6万2,000円を計上しております。これは先ほど議案第48号で御説明いたしました投票管理者等の報酬額の改定に伴い、来る参議院議員通常選挙に係る投票管理者等の報酬額について改定後の金額に対応するため、現行予算から不足する6万2,000円を計上するものでございます。

財源は、全額、国県支出金です。

次に、歳入予算について御説明いたします。

予算の議案書の16ページをお開きください。

16ページ真ん中の段になります。

15節3項1目1節総務管理費委託金、参議院議員選挙委託金6万2,000円を計上しております。これは、先ほど歳出予算で説明いたしました参議院議員通常選挙に係ります投票管理者等の報酬に係る県費となっております。

以上で議案第49号選挙管理委員会所管の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） 失礼します。

議案第49号令和7年度松前町一般会計補正予算第2号で追加する事業について補足して御説明いたします。

追加議案の参考資料5ページを御覧ください。

物価高騰対応支援事業補正額1,501万1,000円は、物価高騰などにより厳しい経営を強いられている状況においても採用競争力の強化、雇用の維持などのため、2.5%以上の賃上げを実施する町内の事業者に対し支援を行うための経費です。対象事業者は町内に本店を置く会社、町内に本店または住所を有する個人、町内に主たる事務所を置く医療法人、学校法人、社会福祉法人、漁協、農業法人などを対象としています。

以上で議案第49号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番曾我部秀司議員。

○6 番（曾我部秀司議員） 1 点だけ質問させていただきます。

全協の資料からなんですけれども、奨励金対象は正規従業員とあるんですけれども、非正規従業員は対象外であるのか。それは国から正規従業員のみという縛りであったのかどうかということなんです、よろしくお願いします。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） 失礼します。

非正規雇用の従業員の方に対しては、国に同様の助成金の制度がございますので、そちらのほうを御利用していただければと思います。

以上です。

特に縛りはございません。

○議長（住田英次） 6 番曾我部秀司議員。

○6 番（曾我部秀司議員） 国に同様の支援があるっていうのは、これと同時にお知らせをするのか、もうすでに、そういった奨励金が非正規も出ますよっていうのがもう以前にあったのか教えてください。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） 国の助成金の制度は以前から存在していたと思います。すいません、いつからかというのは分からないんですけど、この制度より以前から存在はしておりました。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6 番（曾我部秀司議員） そうしたら、国のほうから非正規従業員に対しては以前からあったと。さらに、今回、国からそういう事業をしてもいいですよということで、正規職員についても国を通じて町から支援をするという考えでよろしいでしょうか。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） はい、そのとおりです。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちょっとお聞きしたいんですけど、1,500万円ぐらいの補助を出そうということなんやけど、金額が申請者が多くてオーバーした場合はどういうふうな措置をされるんかお聞きしたいんですが。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） こちらの制度、近隣の市町でも実施している制度でございます。そこから申請率等を御提供いただき、大体この数で収まるのではないかと想定しております。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 想定がそれで予算が1,500万円ぐらいなんやろうけどね、ですから想定はそれでも、想定以上のもんがあった場合はどうするんですかという質問なんですけど。

○議長（住田英次） 山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁） この事業は、町内の事業者の方を応援する事業となりますので、想定以上に申込みがあれば、また補正予算で対応する等を検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12 議員派遣の件

○議長（住田英次） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和7年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮をしてまいります。

さて、今年の松前の夏は装いも新たに様々なイベントが予定されております。

まず、来月12日には第1回たわわフェスタが開催をされます。これは昨年度まで11月に開催をしていたたわわ祭が形を変えたもので、令和7年度は計5回実施される予定でござ

います。第1回のテーマは、「まさきで肉フェス」、肉をテーマに県内外のいいもの、うまいものが松前町に集まります。また、フェスの出店者には可能な限り町内で生産された食材を使用してもらうようお願いをさせていただいておりまして、来場者、出店者ともにより松前町を知って、体験してもらう、地産地消につながるイベントになると考えております。

次に、来月26日には、まさきはんざりフェス in ウエストビーチが開催されます。こちらでも実行委員会の方に企画をさせていただいているところでございますが、今年度からは、はんざり競漕をまさき夏祭りとは別日で開催をし、会場も西の浜に変更をいたします。また、これまでのような競技性の追求に加えまして、誰もがはんざり競漕そのものを楽しめることを目的とした全世代参加型のレースを新設するなど、幅広い年齢層の皆さんにも楽しんでいただける様々なコンテンツを用意しているとお伺いしております。

次に、8月3日にはまさき夏祭りが開催をされます。今年の夏祭りは、夜の部門に特化をし、まさき音頭、お化け屋敷などの催しのほか、昨年度好評であったスカイランタンをまさきの夜空に広げる予定でございます。

このほか、8月15日から18日までの4日間、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場において、JOCジュニアオリンピックカップ第55回全日本中学生女子ホッケー選手権大会が開催をされます。全国から24チームが松前町に集まり、女子中学生日本一を決める熱い戦いが繰り広げられます。松前町で中学生のホッケー全国大会が開催されることは初めてのことでありますので、議員各位にもぜひ会場に足を運んでいただきまして、選手の熱いプレーに声援を送っていただければと思います。

2025年のまさきの夏が各会場を訪れる町内外の皆さんにとって、楽しく、愉快でわくわくするひとときとなり、夏の思い出の1ページを彩っていただけるよう町としても盛り上げていきたいと思っております。

終わりに、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和7年第2回松前町議会定例会を閉会します。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

